

堂宇

堂宇ハ弘法大師初メテ不動尊ヲ安置スル為ニ建立セシモノノ如シ、其所在ハ旧本堂跡ト称スル所ナルベシ、其後伽藍完備ナリシモ幾回ノ火災ニテ焼亡シ、最後天保二年参籠者ノ火ヲ失セル為メ、回禄ノ災ニ罹リシヨリ永ク再建ヲ得ザリシガ、明治三十四年漸クニシテ本堂ヲ再建シ、及僧坊兼庫裡ノ修築ヲ為セルモ狭隘ナルニ依リ、更ニ溪流ヲ附替ヘ敷地ヲ拡張シ、現今ノ庫裡兼僧坊・客室・事務所等ノ二階建一棟ヲ大正九年完成シタリ、旧時ノ建物ハ二王門・鐘樓・飛龍権現堂等ヲ存ス、往昔ノ本堂ハ巨岩怪石ノ崖上ニ架造シ、長廊ヲ以テ各室ヘ交通シタリト云フ、遺蹟ニ仍リ之ヲ見レバ信スルニ足レリ、現在ノ建物及旧時焼亡ニ罹ルモノ、左ノ如シ

- 一 僧坊客室・庫裡及事務所 大正九年完成 壹宇
- 一 茶所 参籠者用ニ充ツ、但庫裡ノ向側ニアリ、大正八年建築 壹棟
- 一 二王門 梁行八間桁行四間 壹宇
- 一 寺伝ニ五十五代 淳和天皇天長十年御寄付ニテ、天保ノ火災ヲ免レタルモノト云フモ認ガタシ
- 一 鐘樓 方二間 一宇
- 一 鐘ハ高サ五尺、口径二尺、寛永二十一年本願観宝ノ建立ニテ年月僧名ヲ刻ス
- 一本堂 明治三十四年再建ニ係ル 一宇
- 一 天満宮祠 桜天神ト称シ、本堂裏ニアリ 一宇
- 一 飛龍権現堂 瀧ノ上ニアリ、明治三十四年修覆ス 一宇
- 一 龍王祠 本堂左下ニアリ、近年信者ノ建立スルモノ 一宇
- 一 脱衣所 龍王堂後ニアリ 一宇
- 一 参籠堂跡 瀧ノ直前ニアリシモ、天保中焼失シ今礎石存ス 焼失
- 一 宇賀社 瀧谷下方丈ヶ谷ノ中尾ニアリ、明治三十四年再建ス 一宇
- 一 稲荷社 本堂ノ右上ヘ金ノ鎖ノ途中ニアリ 一宇
- 一 金ノ鎖リ 御山道ニアリ、但鉄鎖ナリ 一連
- 一 行者堂 元ノ方丈跡ノ上ヘニアリ、近年信者ノ建ル所 一宇

一 魔王堂 金ノ鎖ノ登ル最高所ニアリ、近年信者建ル所 一宇
 一方丈跡 行者堂ノ下ノ平坦地ナリ 焼失
 以上

総ジテ当地ハ賀茂川ノ水源ニシテ、古来小野川ト称シ清碧洄々トシテ流レ、連轡又幽邃山中鶯、鶉、鶉、鶉、山雀等種々ノ奇妙ナル雑色ノ諸鳥昼夜和囀ヲ弄シ、清爽ノ氣偏ニ行人ヲ安樂地ニ導キ、行テ彼ノ客室ニ静居スレバ自然ノ音楽空中ヨリ聞ヘ万相一如ノ真境ヲ体験スルハ神明仏陀ノ冥助ニ因ルナキナカラン乎、足一度当地ヲ踏メバ心境自ラ和樂慰安シ、亦世間ノ邪風念頭ニ浮ブコトナシ、之レ三業消滅ヲ誓願セラレシ所以ニシテ、古聖ノ所謂居ハ氣ヲ移シ養ハ体ヲ移スル真実ナルヲ知ル、此真境ヲ相続スレバ神仏一体ノ妙境ニ進ムヲ得ン乎、是レ上古仏睡開山ノ真意ノ存スル所ニシテ、深ク講究玩味スベキ所ナル無カラん乎
 小野川ハ古来、皇室ノ御用川ニシテ日々鮎ヲ献上シ奉リシモ、維新后断絶鮎モ又上ラザルニ至リシモ、天魚ハ本川ノ名産トシテ其名高シ、石伏魚、鰻、鱒等之ヲ次ク、而シテ近年鮎、川鱒ノ養殖ヲ為セルヲ以テ最モ夏季ノ食料ニ適ス、以テ附記トナス

本記ハ拙者閑暇ニ調掲セリ、明治（昭和カ）六年宮内省図寮ヨリ志明院ノ旧記取調ノ為御出張ノ節、本記ト共ニ志明院志稿ヲ貸与セシ節、執事印ヲ捺押シ圖書寮ヘ差出セシ節番号ヲ附セリ、其後取り戻セシナリ

⑳ 年未詳「京北山岩屋山金峯寺略縁起」(12-295)

京北山岩屋山金峯寺略縁起
 山城国北山岩屋山は往昔天津太神我朝の万民乃病患を憐当山の石窟に降臨の給ふて太神の神力を以窟中の滴を靈妙の薬水となし給ふ此靈有をなめし輩は即座に病苦をまぬかれける也、今当山の香水にて其しるしあらた也、然るに此時いまた人跡の通ふ事あたはざる地なり孝徳天皇の御宇白雉元年役行者始て澗道を踏分当山に登り給ふる大神に薬師如来もあらはれ行者に衆生済度の約をなし給へり、行者殊勝の霊場なる事を知り数月禪定を修し給ふ、今に行者の座禪石あり、其後

淳和天皇の御宇天長六年に叡願によつて弘法大師当山に登り給ふに金色の光りの中より童子一人出現してのたまはく、我尊者を待ちて久しく早く三密の秘法を修し王城を鎮護し、且一切衆生の諸願を成就せしめよと教へ給ひ、我は当山に表守護神として飛龍と化し忽龍に入給ふ、依之大師飛龍権現と崇、瀧上に勧請し給ふ、不思議成かな今におひて信心を起し当山の瀧に浴す輩はいか成業病難治の症たるとも快氣を得ずといふことなし、権現の御告によつて大師不動尊を彫刻し一千座の護摩を修し給へり、口院の明王是なり、夫より永く王城乾の勅願所となれり、奥院不動明王は宇多天皇の御願によつて菅相蒙勅命を彫刻し給ふ所なる、今において御代々御即位の節は勅詔によつて宝長久天下太平のおん為に御開帳をなさしめ給ふ、爰を以菅相照を当山の鎮守とあをき一宇の小社を造り遷宮し奉るに其夜階前に橘一株を生す依之橘天神と称し奉る、此外名洞靈窟の由来縁起に委悉なりといへともしれりをとふて略記する者也

(ルビ原文判読分のみ)

川部落二達ス、此所ニ本村産業組合アリ、更ニ数町北スレバ洞谷寺ト称スル曹洞宗ノ禪寺アリ、天明年間癡極大誠和尚ノ創立ニシテ永平寺末ナリ、此谷ヲ越ユレバ北桑田郡黒田村芹生及灰屋二達ス、駐在所前ノ橋ヲ渡レバ中央中畑部落ナリ、溪間桜楓ノ絶所アリ丸谷口ト称ス、又数町ニシテ小字ヲ里ト称ス、右方山ノ半腹ニ梵刹アリ、九龍山高雲寺ト称シ、惟喬親王ノ御所跡ニシテ全猶其侍院トシテ存ス、親王ノ御尊牌及惟喬般若（所謂写経）及函画雲仏像等ヲ存ス、元ト岩屋山志明院末ニシテ真言宗ナリシモ、何レノ時代ヨリカ禪宗臨濟派永源寺末トナル、約壹町行ケバ本村尋常高等小学校アリ、校庭ニ御獵場祈念トシテ久邇宮、北白川宮兩殿下御手植ヘ東郷、黒木、樺山、上村等元帥各大将ノ手植松繁茂セリ、又数歩ニシテ村役場アリ、建物ハ大正天皇大嘗会御用ノ一部ヲ拝領セシモノナリ、座前ニ朝香宮殿下御手植ノ月桂樹アリ、更ニ進メバ神社アリ、今巖嶋神社ト称スルモ、元ト岩屋香水ノ窟ニ神降アリシ、天津石門別稚姫神ニシテ往昔移祠セラレシナリ、境内ニ忠魂碑アリ、日清・日露兩役ノ戦病死者ノ靈ヲ祀ル、東郷元帥ノ真蹟ナリ、碑前ニ久邇宮多賀王殿下御手植ノ月桂樹アリ、又撰社前右方ニ御獵当初英皇弟コンノト殿下陪獵紀念杉アリ、域内古杉老樹鬱蒼トシテ宛然千有余年遺蹟タルヲ失ハズ、又数歩ニシテ路上ニ飲食店アリ旅舎ヲ兼ヌ、当村唯一ノ店舗ニシテ学校上ヘ中村屋ハ規模漸ヤ小ナルモ共ニ旅客ニ勤メ便利ナリ、又行ク事数町ニシテ左小橋ヲ渡レバ、葛野郡小野郷村字真弓ニ達ス、此所最初御用材頭領職タリシ人老後住セシ雲照寺跡ニシテ今畑地トナル、更ニ右折スレバ出谷部落ニ出ズ、行ク事数町ニシテ街上ニ梵刹アリ、福蔵院ト称シ浄土宗ナリ、開創ハ延暦中ニシテ忍空阿闍梨ト称ス、元ト天台宗ナリシヲ文明五年改宗シ知恩院末トナル、又行ク事数町右ハ丹波街道ニシテ、北桑田郡山国村字井戸ニ至リ、字寺山ノ常照皇寺ニ達ス、光嚴院天皇ノ開創ナリ、御陵参拜道路トシテ京都ヨリ最モ近距離ニシテ六里ナリ、境内幽邃ニシテ桜数株アリ、花事尤テ壯麗ナリ、左橋ヲ渡レバ雌宮アリ、惟喬親王ニ関係アルヲ以テ今惟喬神社ト称ス、道ニ沿テ廻レバ一ノ鳥居跡ニシテ右ニ浄石アリ、行ク事約七町ニシテ右西谷ト称スル山道ナリ、左折約二丁余ニシテ左ハ冥加谷及鏡石谷ニシテ倭彦王御隠棲ノ岩窟アリ、山道ナルモ元ト境内

須藤智浄師住山セラレ、爾來諸事整頓シ、只管登山者ノ便ヲ計リ懇篤周到ナル態度ニハ、全信徒ノ悉ク敬服信賴スル所ナリ、左ニ什宝ヲ記ス

什宝

仏像

監査状第二七八八号美術上ノ参考トナルベキモノ

- 一 不動明王立像 木製厨子入 壹軀
- 旧奥院本尊 丈三尺五寸 菅公作
- 監査状第二七八九号 美術上ノ参考トナルベキモノ
- 一 不動明王立像 木製 厨子入 壹軀
- 本堂本尊丈三尺五寸 弘法大師作
- 全上第二七八九号 同上
- 一 不動明王立像 木製 壹軀
- 丈壹尺八寸 伝惠心作
- 全上第二七九一号（京都博物館へ寄託）
- 一 毘沙門天立像 壹軀
- 丈二尺五寸 伝運慶作
- 全第二七八七号（京都博物館へ寄託）
- 一 五大明王像 古画 壹軸
- 絹本着色、竪四尺横二尺、寛鏡上人筆
- 一大日如来座像 壹軀
- 一 金剛力士 貳軀
- 右運慶、左湛慶作、二王門ニアリシモ今本堂ニ安置ス
- 一 三面大黒天立像 壹軀
- 白形ノ上ニ立テリ、粗彫ナレドモ真ニ迫リ木色青銅ノ如シ、惣丈五寸厨子入、

伝教大師作

ナリ、右約二丁ニシテ当山ニ達ス、入口ヨリ右山道ヲ登レバ薬師峠ニ達スルヲ得石階ヲ上レバ庫裡ナリ、二階建ニシテ六箇ノ客間アリ、先年京都自由画壇各画伯ノ特志ニ依リ、各室ノ襖ヲ揮毫セラレ頗ル壯觀ナリ、庭ニ林泉アリ、盛夏ニシテ八十度ヲ超ヘズ、一ノ蚊声ヲ聞カズ、夏尚ホ涼冷ヲ覺フ好適ノ避暑地ト云フベシ、前面ニ籠リ室壹棟三間アリ、参籠者ノ便ニス上ヘニ壯嚴ナル二王門アリ、門裏左ニ渡レバ御山ノ行場道ナリ、進メバ右ニ鐘樓アリ、山中最古ノ建物ト称ス、又登レバ本堂トス、左ニ龍王堂アリ、裏ニ脱衣所アリ、直前ヲ飛龍ノ瀧トス、弘法大師登山ノ時神童ニ相見ノ所ニシテ影向石アリ、飛龍権現ト称ス古雅幽嚴ナリ、上ニ堂宇アリ、盛夏ト雖モ瀧前ニ至レバ涼冷ノ気全身ヲ襲フ、精神病者及難治病患ノ者、此瀧ニ浴スレバ必ズ感応アリト云フ、本堂後ニ小祠アリ、所謂桜天満宮ナリ、其前ノ橋ヲ三業橋ト云フ、此橋ヲ渡ルモノハ三業消滅スト云フ、左ニ登レバ瀧谷ニシテ橋ヲ渡リテ石窟アリ、石経祠ト云フ、古ヘ法華経ヲ書写シ置ク所、大師ノ石像ヲ安置ス、進メバ護摩ノ石窟ニシテ当山結界ノ時弘法大師護摩修業シ給ヘリ、三業橋ヨリ右上ニ登リ右折谷ヲ越ヘバ元ノ鐘樓跡ニシテ右上ヘニ稻荷祠アリ、更ニ進メバ金ノ鎚アリ行場ニ登山ノ者之ヲ攀ズ、左ヲ直登スレバ漸ヤ平坦ナリ、谷ヲ跨リ右スレバ香水ノ岩窟ニシテ、山号ノ依テ出ル所ナリ、最奥ニ行者手刻ノ不動尊ノ石像アリ、前ニ香水ノ小泉アリ、岩窟ヨリ滴涌ス靈香アリ、右ニ役行者石像ヲ祀ル、是往昔天津石門別稚姫神降臨ノ所ナリ、故ニ神降ノ岩屋ト称ス、路ヲ右ニ上レバ平地アリ、之レ奥院方丈趾ニシテ谷上ヘニ行者堂アリ、此谷ヲ方丈ヶ谷ト称ス、方丈趾ヲ下リテ右ニ山道ヲ上レバ、約式町余ニシテ宇賀社アリ、当山ノ守護神ナリ、此所景色最モ好シ、其下ニ山神石窟アリ、世ニ葉守神ト云フ、当地ハ全山石楠木ニシテ、花時頗ル壯觀ナリ、京都ヨリ行路ハ四五年以前ヨリ府道トナリ、爾來協力改築大ニ面目ヲ改メタリ、数年後ハ完成スベシ、大暑ノ際一日行程ノ避暑地トシテ好適ノ靈所ナリ、往年斯道ノ老大家湯本文彦翁之方記ヲ作り、京洛名山多シト雖モ而モ其岩石相開別ニ一境ヲナス、蓋シ是ヲ第一ト為ト激賞セラレシモ、又故ナシトセザルナリ

従来当山ヲ看護ナシ居リシ金子妙海ギハ、故アリテ本年四月隱退シ代リテ副住職

- 一 大黒天立像 壹軀
- 弘法大師作、蓮花ノ上ニ立テリ、丈五寸
- 一 弁財天座像 壹軀
- 弘法大師作、人面蛇身丸形ノ厨子入、伝飛龍権現本尊ト号ス

什器

- 一 後奈良天皇宸翰、志明院三大字豎勅額 壹面
- 但楷書ニテ古額体ノ楓板
- 一 後陽成院宸翰、南無不動明王、紺地金泥ノ六字 壹幅
- 一 後桜町天皇 下賜 御茵 壹枚
- 一 光格天皇 下賜 御茵 壹枚
- 一 仁孝天皇 下賜 錫竹形花生 一口
- 一 孝明天皇 下賜 翠簾 一連
- 一同上 陶器 花生 一口
- 一 小野道風筆、岩屋山三文字紫銅勅額 一面
- 今二王門ニ掲ゲ
- 一 当山縁記 金欄表具牙軸 一卷
- 但卷末ノ記事左ノ如シ
- 元禄七甲戌年八月八日 宗恒
- 此一巻者依頼令馳毫者也
- 享保十有九歳
- 龍在甲寅季秋下浣
- （宝鏡寺宮本覚徳嚴尼王口筆也）
- 一 当山名跡別記、金欄表具木軸 函入 壹巻
- 一 高氏丹波小川庄永代宛行ノ状 一軸
- 以上

- 堂ニ安置ス
- 一遍照院跡 御影安置ノ室也、当地中興ノ時大師異人ニ現ジテ石軀ノ小像ヲ留給フ、是ニ依リ大師直作ノ御影ト云、長二寸六分、雲曉僧正其地ニ於テ一字ヲ造營シ遍照院ト号セリ、焼失今ハナシ
- 一字賀社 是稲荷大明神也
- 一山神石窟 世ニ葉守神ト云フ樹木ヲ守ル神也
- 一経塚 古ハ老松五株塚ノ上ニアリ、是故ニ五本松経塚ト云フ、法華経ヲ納メ置クトナリ

嶋塔山

- 嶋山諸木ノ氣勢自然ニ宝塔ノ形ニ似タルヲ以テ名ケ
- 一莊嚴閣 本尊虚空蔵菩薩、長壹尺六寸、白檀ノ丸木、弘法大師作、求聞持堂也、中頃根来寺ノ覺鑿上人求聞持法ヲ修セラレシニ曼荼羅現ジテ莊嚴ノ室トナル、是ヨリシテ莊嚴閣ト云フ、焼失今ハナシ
- 一靈塔 或時瑞嚴ノ童子出現シテ弘法大師ニ宝珠ヲ授給フトナリ、其珠一山ノ守リトシテ納置給フ所、焼失今ハナシ
- 一腰掛松 諸ノ天狗時々此木ニ集会スト云ヘリ
- 一座禪石 役行者禪定ノ座石ナリ
- 一視巖 三山ヲ巡廻スル人必ズ此所ニ来テ澗谷ノ深キヲ覗キ見ル、岬々トシテ絶嶮ノ所ナリ
- 一飛巖 嶮岩飛ビ行カザレバ行路成リ難シ、故ニ飛岩ト云フ

瀧谷

- 一飛龍瀧 神童弘法大師相見ノ所、童子飛龍ト成テ此瀧ニ入り給フ、大師其神靈ヲ瀧上ニ崇給、是故ニ飛龍権現ト云、恠異ナル病氣ヲ煩フ人ハ此瀧ニ打タレテ平治スル人多シ
- 一影現石 不動明王影現ノ所也、今モ深信重修ノ人ハ祈ルニ感見アリ

三十町余ノ峯繼キノ北、棧敷嶽ニ御遊覽御閑棲アラセラル、此地四面皆山岳ニシテ嶽ハ其上ニアリ、山城尤一ノ高山ナリ、此地南ノ方一面晴テ鷲峰笠置ノ翠嶺、生駒・葛城・金剛ノ高根、或ハ京洛ヨリ難波津ノ方迄眼中ノ客トナリ、最モ勝絶ノ佳景ナリ、又天狗ノ土俵場アリ、土人及付随者ニ相撲サセ、楼台ヨリ台覽アラセラレシ所ナリト云フ、昔此地ニ於テ土器金具ノ類、種々ノ器物ヲ掘出ス、然レトモ家ニ採納レバ忽怪異ノ事アリテ、或ハ腦乱シ或ハ狂惑ス、大ニ恐惶レテ元ノ地ニ還ス、是則親王ノ御所ニ用ヒラレシ調度ナリト云フ、又云ヨリ此地ニ鶏ノ鳴コトアリ、親王御飼育ノ牡鶏此地ニ飛来スト云フ、雌鶏ハ御飼育中斃死シ、岩屋口ニ神社トシテ祠リ、今惟喬親王ニ関係アルニヨリ惟喬神社ト称スルモ、鳥居ニ離宮ノ額アリ、此附近ノ字ヲ塚ノ本ト称シ、今此部落ニ塚本ヲ姓トスルモノ多シ、又嶽ノ麓山林中ニ三本竹ト云フアリ、其太サ杖ノ如シ、毎年三本ノ笋ヲ生ズ枝ハ悉ク下ヲ指ス、其長スルニ及ンデ初ノ三本自ラ枯ル、是親王ノ鞭ヲ挿シ玉ヘルガ今ニ生ルナリト増減ナカリシガ今廢ス、又侍臣紀名扉ノ挿シタル桜アリテ巨樹トナリ、花時ハ園谷ノ壯觀ニシテ落花時ハ行人ヲシテ雪中ノ中行ク如クナリシモ、維新當時伐採シ今ハナシ、又東南ノ山腹ノ岩間ヨリ清水湧出シ、天然ノ泉水トナル寒暑増減ナシ、是レ親王田獵當時鷹ニ水ヲ飼ハシメ玉フ所ナリ、故ニ鷹ノ水飲又ハ鷹ノ水羽着ト称ス、サレバ楼台空シク朽テ千歳ノ昔トナリ薄苺萱荳トシテ繁リ、鷓鴣ノ声トコロトコロニ聞ユ、鬼火変ジテ只秋風ノミ肅々トシテ今ニカワラズ、其下流丹波街道ニ夫婦岩ト称スル岩ノ中間ニ、親王乗馬ノ足形ト称スル石アリテ形馬ノ足形ニ類ス、又雲ヶ畑人家北端ニ母衣ノ下ト称スル所アリ、親王母衣ヲ預ケラレシ所ト云フ、其他同様ノ事蹟多キモ之ヲ略ス

抑当山ハ京洛ノ乾ニ当リ、植物園前ヨリ鴨川沿ヒ左方ノ土堤ヲ右方ニ比叡連峯ノ秀嶺ト、左方ニ洛ノ西北翠嶺ト近郊ノ豊富ナル野趣トヲ雙眸ニ収メ、精整セル賀茂川ニ架セル御園橋ヲ渡リ、上賀茂別雷神社ノ左辺ヲ終野ニ上リ、鞍馬街道ト別レ直路一線村郊ヲ離レ、右ニ松林左ニ清流ヲ望ミ数町ニシテ高橋ヲ経テ西賀茂道ト合シ、松谷橋際両傍ニ竹藪アリ此所ヲ車坂ト称ス、昔惟喬親王小野ニ閑居シ給

- 一葉王崖 役行者葉王菩薩ニ逢給フ所也、山ノ峽ヲ仰キ見レバ清泉流落テ飛波甚潔白堅ク凡人ノ到ル事ヲ制断ス、今モ世俗知ラズシテ来リ入ル時ハ崇リアリ、亦是倭彦王退隱ノ地
- 一三業橋 此橋ヲ渡ル人ハ三業ノ過患ヲ除キテ自ラ三業清浄ノ功德ヲ得ルト也
- 一石経祠 古法華経ヲ書写シ置所、大師ノ石像ヲ安置ス、此辺リ石毎ニ経文鮮ニ居レリ、是大師ノ所作ト云フ
- 一護摩石窟 昔当山結界ノ時、弘化大師此石窟ニ於テ護摩修行シ給ヘリ、是故ニ護摩洞ト云フ、其残灰瀝水ニ流凝テ諸色ノ舍利ト成リ、又世挙テ灰舍利ト言伝テ瀧ノ流ヲ尋ルモノ多シ、今ニ信心ノ人ハ感得ス、又窟中ノ石ハ大師手ズカラ梵字ヲ写シ給フ弥陀ノ三尊ナリ
- 以上ヲ元大峰岩屋三山ト称ス、総ジテ二十一箇所ノ名洞靈跡アリ

夫当山ハ鷲嶺巍々トシテ、漢ノ劉阮ガ藥ヲ採リシ天台山ノ面影アリ、山峽ヲ仰ギ見レバ或ハ花ヲ誘ヒ紅葉ヲ連ネ、涓々トシテ落ル清泉峭壁ニシテ趨ルガ如シ、惣ジテ石窟多ク壺中ニ天地ヲ縮メ神仙自ラ家アルノ靈境ナリ、和州大峰山ハ女人ノ參詣ヲ禁ズト雖モ、当山ハ弘法大師諸ノ魔障ヲ防ギ男女隔テナク參詣ヲナサシメ給フ、大師ノ記文ニ曰ク、若一度当峯三山ヲ拝スル輩ハ如何ナル極惡重罪ノ者タリトモ、即時二三業ノ過患ヲ除キ、現当ノ願ヲ得セシメ給フトナリ、此故ニ大師登山ノ七月十六日岩屋山ノ大会ナリ、月々西ノ日並ニ八月十八日廿八日ハ本尊ノ縁日ニシテ開運厄除ヲ願ヒ、御守護札ヲ受クル事ヲ得、故ニ貴賤袖ヲ連ネテ歩ヲ運ヘリ

人皇五十五代文德天皇第一皇子惟喬親王、御隱棲ハ雲ヶ畑村字中畑九龍山高雲寺ニ御隱棲、元ト小野宮又ハ高雲宮殿ト称セシガ、当山ニ世真雅僧正ノ戒ヲ受ケ御落筋法諱ヲ素覺ト号シ、受戒ノ際瑞瑠光ヲ証見セラル、因テ大般若経六百卷ヲ書写シ玉フ、世ニ惟喬般若ト称シ同図画ト共二千有余年前ノ至宝トシテ高雲寺ニ伝ヘ、今ニ正五九月ニ此経ヲ転読シ御祈祷ヲ怠リシコトナシ、親王ハ嘗テ当山ヨリ

フ時、此所マデ乗車シ玉ヒ、是ヨリ嶮路ナル故車ヲ此所ニ乗捨玉ヒシヨリ此名アリト云フ、旧道ハ左ノ坂路ニシテ嶮岨ナルヲ約半里ニシテ満樹峠ニ達ス、之ヲ上ヘ道ト称シ約百年以前迄ノ通路ナリシ、此峠ヨリ左山道ヲ登レバ数丁ニシテ氷室部落ニ達ス、竹藪ヲ賀茂川沿ニ進メバ洛北水電ノ発電所ニ至ル、鞍馬川ト合スル所ナリ、是ヨリ本流ヲ小野川ト称シ、旧時禁裏仙洞両御所ノ御用川ニシテ其制札ハ今尚旧家ニ存ス、進ンデ橋ヲ渡レバ漸ヤ坂路トナリ梨ヶ峠ニ達ス、道下数十丈溪流清絶ナリ、下流ニ烏帽子岩アリ形子似タルナリ、深水清碧タリ、行ク事数町ニシテニヶ淵ト称スル深淵アリ、昔此淵ニ主アリテ上流分溪椿谷奥ニ池アリテ、賀茂ノ山人此池ニ游浮セル金魚ヲ採リ、弁当容器ニ収メ此所歸リシニ、忽然淵ヨリ声アリテ、池ノ坊ハ何処行キヤルト、弁当中ヨリ賀茂ノ人ニ誘ハレテ御旅見ニ行クト答フ、此頃今宮神社祭礼御旅中ナリ、彼人愕然弁当ヲ打捨逃ケ歸リ病没スト伝フ、今ヤ人智開ケ捕魚ノ為メ此淵ニ出没ス、老藤淵ヲ覆ヒ花時頗ル幽趣ナリ、又数町ニシテ栗夜又谷ニ架スル小橋ヲ渡レバ右方ニ山坂道アリ、之レ鞍馬村字ニノ瀬ニ越ユル間道ニシテ、行ク事数町ニシテ右折急坂ヲ登レバ夜泣峠ニ達ス、降レバ則チニノ瀬也、又行ク事数十歩ニシテ小野川ノ東涯ニ、一大巨巖屹然孤立宛然巨人ノ腹ヲ衝キ出スガ如シ、高サ数十丈大之ニ称フ、其下ヲ行ク人宛モ蟻ノ石下ヲ行ク如クナリシモ、今ハ道ヲ川ニ出シ築造セルヨリ、危険ノ思ヒナシ蔦蘿之ガ衣トナリ、清流其下ヲ奔リ頗ル勝景ナリ大岩ト称ス、更ニ平坂路ヲ北溯スレバ数町ニシテ小憩ノ小屋アリ、此ノ右方杉林中ヨリ湧出スル清水極メテ清冷ナリ、字木石ト称ス、又行ク事数町ニシテ川ヲ隔テ、田地アリ、椿谷ト称ス、即チ右方上部ノ溪名ニシテ、彼ノ池ノアル谷ナリ、叡進登数町ニシテ川端ニ方形ノ石アリ豆腐石ト称ス、形似タルナリ、暫登スレバ急折ス是ヲ大廻リト称ス、行ク事数町ニシテ雲ヶ畑村ノ内字一ノ瀬ニ達ス、十戸計リノ人家アリ、上ヘ道ト称スル旧道ハ此ノ南端ヨリ川ニ下リ橋ヲ渡リテ谷ニ入ル、早刈谷ト称ス、万寿峠ニ達シ峠ヨリ右方ニ登レバ氷室部落ニ達スルヲ得、昔此峠路傍ニ茶所アリテ岩屋參詣者ノ為ニ設ケラレシト云フ、又此峠ニ墓所アリ、最初御用材調進ノ頭領職タリシ爲勝ノ母万寿姫ヲ葬ル所ニシテ此名アリト云フ、一ノ瀬ヨリ北上スレバ数町ニシテ中津

踏込不斷盗刈仕至極難渋仕候、依之恐多奉致候へ共右之段々被為聞召分、何分
急々御見分被成下候様ニ奉願候、是又差当り殊外盗刈候儀千方迷惑仕候間、当
時此段御差留又被仰付被為下、其上御慈悲ヲ以テ急々御見分被成下候ハ、難有
可奉存候、以上

中津川庄屋

寛保二年

内藏之助

戊正月廿六日

出谷庄屋

寛保二年

長兵衛

中畑村年寄

左京

小堀十左衛門様

(5) 岩屋山志明院開運

②昭和二年七月「岩屋山記」(2・7)

(表紙)

「第拾四号(異筆)

岩屋山記(志明院執事印)

(内表紙)

「昭和二年七月

岩屋山記

波多野富之助

岩屋山記

京都ノ乾三里二名山アリ、岩屋山金光峰寺志明院ト称シ、皇城乾ノ勅願所ニシテ
往昔天津石門別稚姫神降臨靈区ナリ、ウトケノヲカノカミト称シ、天照皇太神ノ
別号ナリ、弘法大師登山後雲ケ畑中央部ニ移祠セラル、三代実録貞観五年及七年
ノ條ニ記載アリ、又延喜式内神社トシテ名神大社ニ列リ、月次新嘗祈年案上ノ幣

リ、御香水・御札等奉献ヲ例トス、勅使御休憩ニ充テラレシ古文書ハ今尚雲ケ畑
旧家ニ存ス、其後村上天皇ノ天徳二年三月九日回祿ノ災ニ罹リ堂宇焦土トナル、
然レトモ幸ニ靈像恙ナキヲ以テ幾モナク再造旧觀ニ復ス、其後承久ノ役兵燹ニ罹
リ、是ヨリ寺運衰頽住僧跡モ絶ツ、北朝光明天皇ノ貞和五年雲曉僧正ノ代、等持
院殿寺領ヲ寄附セラレ再建ノ功ヲ竣へ、殿堂再ビ甍ヲ並べ密場中興ノ運ヲ開ク、
次テ北朝 崇光天皇ノ觀応元年二月足利高氏、丹波国小川庄ヲ永代知行セラレ是
ヨリ帰依ノ男女登山スルモノ多シ、後奈良天皇ノ大永八年天下静謐ノ御願ニテ諸
堂開扉ノ節志明院ノ宸額ヲ賜フ、後陽成天皇ノ慶長十三年修覆料トシテ壹百金
同二十年六月勅願成就ノ御慶トシテ「南無不動明王」六字ノ宸筆ヲ賜フ、東山天
皇ノ元禄六年十一月院宣アリ、翌年二月桜樹八百株ヲ此山中ニ移植シ玉フ、爾来
花時壯麗ナリシモ今存スルモノ殆ンドナシ、豈歎ゼザル可ケンヤ、其後歴代ノ聖
主崇敬益々深ク、後桜町院以下御代々ノ下賜物アリシガ、天保二年(○六月十四
日△(正八ツ時)トアリ)參籠者火ヲ失シ一山ノ堂宇烏有二婦シ、僅ニ靈像ト二
王門・鐘樓・飛龍権現堂ヲ存スルノミ、次テ明治維新ニ及ビ世ノ變動ノ為メ其維
持方法ヲ失ヒ、住職ハ他ノ投機者ニ欺カレ山中ニ鉞瓜アリトシ所々鉞坑ヲ開キ得
ル所ナリ、遂ニ寺産ヲ蕩尽シ其身モ逐電スルニ至レリ明治三十年ノ交、現田村智
範師住職トナリ信徒ト協力其維持策ヲ講ジ、同三十四年本堂ヲ再建シ、次テ大正
七八九年ノ交庫裡ヲ改築シ、又他方奇特者相襲テ淨財ヲ擲子諸ノ設備ヲ完成シ、
及堂宇ヲ建造スル等漸次旧觀ニ復興シツツアルハ全ク神明仏院ノ加護ニ因リ、四
方壇信徒ノ信心ヲ喚起シ仏果ヲ感得ナサシムルノ機運ニ向ハシメ、現世ノ幸福ヲ
増進ナサシメラルルノ神慮ナランカ、左ニ当山ノ名蹟ヲ記ス

一鳥居 出谷部落ノ北、惟喬神社(元雌宮ト称ス)ノ奥ニアリテ、明治初年頃迄
存在シ往還ノ人其中ヲ通り、紫銅ノ額ニ岩屋山ト鐫リタルハ小野道風ノ筆ナリ
シモ、鳥居ハ朽ち果テ額ニ二王ノ山門ニ移サレタリ、後奈良院ノ叡慮ニ依リ、
是ヨリ岩屋山道ノ路傍両面ニ桜樹八百株ヲ植サセ給ヘリ
一淨石 鳥居跡ノ山際ニアリ、參詣ノ人ノ之ヲ拝スレバ身ノ不淨ヲ除クト云ヘリ、

帛ニ四度預カラセラル、今石門別ノ弁天ト称シ嚴島神社トシテ奉祀ス、又此地ハ
大已尊命・少彦名命万民ノ病苦ヲ救ハンガ為メニ諸ノ藥草ヲ山ノ上下ニ植ヘ給ヒ、
四時花ヲ絶ヘズシテ香ヒ四方ニ薰ズ、下ヨリ之ヲ仰ゲバ恰モ雲ノ如クニ現ズ、故
ニ雲ケ畑ト号シ村名トナル、同院ノ右傍ヨリ葛野郡小野郷村字東河内部落ニ達ス
ル最高所ノ郡村界ヲ藥師峠ト称シ、小堂中藥師如来ノ石仏ヲ祠ル靈驗顯著ナリ、
調藥ノ靈場今猶附近ニアリ、現今京阪及各地ヨリ斯道ノ者藥草採取ヲ当山ニ求ル
モノ頗ル多シ、其後今ヲ距ル千四百三三十年ノ交、倭彦王武烈天皇ノ難ヲ避ケ此
山ノ巖窟ニ隱棲セラル(粹外・倭彦王隱棲 武烈天皇崩御ハ紀元千五百五十三年ニ
シテ本年ヲ去ルコト千四百三十四年前 役優婆塞白雉元年ハ紀元千三百十年ニシ
テ本年ヲ去ル千二百七十七年前、倭彦王ヨリ百五十七年)、此地ハ其當時ハ丹波
桑田ノ内ニテ、平安京御遷都後山城国葛野郡ニ編入セラレ、賀茂川ノ水源ニ属ス
ル、当村ハ元禄六年ヨリ愛宕郡ニ編入セラレタリ後、孝徳天皇ノ白雉元年役優婆
塞当山ニ登リ禪定ヲ修スル事数月、藥師如来ノ靈告ニ依リ衆生濟度ノ約ヲナシ開
基セラレ行場ヲ拓削シ給フ、之レ今ヨリ約千二百八十年以前ナリ、其後淳和天皇
ノ叡願ニ依リ天長六年七月十六日弘法大師登山シ給フニ(粹外・弘法大師登山ノ
天長六年ハ紀元千四百九十年ニシテ今ヲ去ル千九百九十七年前、倭彦王ヨリ三百七
年トナリ役行者ヨリ百八十年トナル)、金色ノ光ノ中ヨリ神童出現シ曰ク、我尊
者ヲ待ツ事久シ早ク三密ノ秘法ヲ修シ皇城ヲ鎮護、且一切衆生ノ諸願ヲ成就シ諸
ノ病腦ヲ救助シ玉ヘト摩尼珠ヲ授ケ、我ハ当山ノ守護神ナリト飛龍ニ化シテ忽チ
瀧谷ニ入り玉フ、之ニ依テ大師飛龍権現ト崇メ瀧ノ上ニ勸請シ玉ヘリ、尚又権現
ノ靈告ニ依リテ大師自ら不動尊ヲ彫刻シ一千座ノ護摩ヲ修ヘ給ヘリ、是当寺ノ本
尊ニシテ厄除不動明王ト号シ玉ヘリ、不思議ナルカナ今於テ信心ヲ凝シ此瀧ニ浴
スル輩ハ、如何ナル業病難治ノ症タリトモ快氣ヲ得スト言フコトナシ、瀧壺ノ傍
ニ飛龍童子ノ影向石アリ、夫ヨリ永ク皇城乾ノ勅願所トナル、是今ヨリ約千百年
以前ナリ、其後宇多天皇ノ叡願ニ依リ菅相照勅命ヲ蒙リ一刀三礼ノ不動尊ヲ彫刻
シ奥院ノ本尊トナス、今本堂ニ安置ス、是ヨリ歴世至尊ノ崇敬益々深ク、御即位
ニ際シ勅使參向詔勅ヲ給ヒ、宝祚長久国家安寧ノ祈願ヲ為シ、猶且三時ノ開扉ア

弘法大師ノ筆蹟ナリ

一二王門 金剛力士二体、長五尺七寸、左湛慶・右運慶作、腹内ニ銘文アリ、奇
特者アリテ破損ヲ恐レ今本堂内ニ保存シ代エルニ、青銅同形ノ力士ヲ以テス、
「志明院」額(後奈良院宸翰)アリシモ今本堂ニ掲ゲ

一本堂 本尊不動明王、長三尺五分、弘法大師作、杉丸木作り、脇侍兩軀ハ地藏
菩薩・多聞天王

一護摩所 不動明王、長三尺運慶作

一藥師堂 石仏、長七寸、靈驗多シ、是ノ峯ヲ藥師峠ト云フ、此尊上古ヨリ立給
フ故也

靈洞山

此山ニ靈妙ノ石窟アル故名ク

一香木巖窟ヨリ滴出ス、藥王薩埵此水ヲ窟出シテ諸藥ヲ濯洗シ玉ヘリ、是ニ依リ
テ其香今ニ於テ自然ニ薫ル、諸ノ病苦ノモノ是ヲ服スルニ癒エズト云事ナシ、
末代ト雖モ此香水ノ譽世ニ高シ、故ニ毎年正五九月ニ禁裏仙洞ニ奉獻シ、諸人
ハ竹筒ニ収メテ歸ルモノ頗ル多シ、役行者自作ノ不動尊ノ石像ヲ祀ル、又右方
ニ行者石像ヲ祀ル、茲ニ詣スル者ハ小石ヲ年ノ數ヨリ一個多ク此尊像ニ納ム、
之レ此年及翌年ノ災厄ヲ免ルルヲ以テナリ、石窟ハ則往昔天津神降臨ノ所也、
此故ニ神降石窟ト云フ、世俗蛤ノ岩屋トモ称ス形似タルナリ、古圖ニ依レバ元
ト本堂ハ此所ニ懸造リニテ下ヨリ廊下ニテ上リ又奥院ニ詣レリ
一天滿宮 堂後ノ右ニアリ、当山ヲ鎮守シ給フ、遷宮ノ時桜一株生ズ、故ニ桜天
神ト号シ奉ル

一鐘樓 寛永年中改鑄ノ鐘ナリ

一金光山

昔弘法大師登山ノ時此嶺ニ怪シキ光アリ、是ヨリ金光山ト名ク
一五仏塔跡 本尊大日如来、長二尺五寸、恵心僧都作(燒失後本尊大日如来ハ本

中畑村庄屋
孫左衛門
元文四年
未八月晦日
年寄 左京
中津川村庄屋
内藏之助
年寄 右近
丹後
出谷村庄屋
長兵衛
年寄 惣兵衛

奉差上一札

一紫竹大門村庄屋又左衛門と私共三ヶ村所持之横成山諍論之義、先達而相絵図被為仰付候処、相手方之者共場所所有体之儀、彼是と申書記間敷申候二付御願申上候処、昨朔日双方被為召出、論所并論外共双方申分之ヶ所ハ少茂不相残書記可申候、勿論急々絵図仕差上ヶ候様ニ被為仰渡、奉畏候、双方立立論所不残急々絵図仕可被差上候

一右横成山論所之儀、双方立立論所傍示之内へ双方立立、立木・柴・下草等迄伐苅仕間敷候段被為仰渡奉畏候

右之趣被為仰渡一々承知仕奉畏候、若シ相背候ハ、此印形之者共如何様之曲事ニも可被為仰付候、為後日奉差上一札仍而如件

元文四年 三ヶ村庄屋年寄 頭百姓印
未九月二日

乍恐奉願口上書

中畑村庄屋
孫左衛門
年寄 太郎左衛門
出谷村庄屋
長兵衛
年寄 林之丞
小堀左源太様

乍恐追訴

一字横成山出入二付相絵図被仰付奉畏、依之傍示差申度相手又左衛門立立候様ニ被為仰付被下候様ニ先月十八日奉願候処、御殿様御留主二付重而可被召出旨被仰付被下難有奉存候然処其候ニ而延引候而ハ何方もなく山荒迷惑仕候間追訴仕候、右之段々被為聞召分相手又左衛門被為召出、急々被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

未十月十八日 中つ川村

内藏之助
孫左衛門
庄兵衛
小堀左源太様

乍恐重而御願

一字横成山出入二付相絵図被仰付、依之傍示差候儀相手又左衛門立立不申候二付、此段先月十八日奉願候処、又左衛門方へ申通相對之上双方立立候様ニ被為仰付奉畏、其節早速又左衛門方へ申達候得共立立不申、度々催促仕候得共私共申通候儀儀（符）ニ而ハ承引不仕、御屋敷方之被仰付候ハ、可立立与申、何分不罷出迷惑ニ奉存候二付、乍恐又々追訴申上候、右之段々被為聞召分相手又左衛門被召出、急々立立右傍示差候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

一同郷枚坂村方先達而相妨ヶ願出候二付、此儀も私共方申候而ハ極而早速罷出不申候間、乍恐枚坂村方一所二立立候様ニ被為仰付被下候様奉願上候、以上

一相手又左衛門へ預ヶ置候字横成山出入二付、段々御吟味之上私共追訴仕候二付、当一日双方被召出立立候傍示相立可申旨被仰付、其上右山へ立入木柴等苅取申間敷旨被仰付、是又奉畏候、則双方共一札差上ヶ置候処、私共傍示差候二付、同九日被召出杭指取、重而立立候上二而傍示さし候ニ被仰付奉畏、早速指取依之一昨十七日右山へ立立候傍示相立可申旨又左衛門方へ申遣、則隣郷枚坂村も立立私共罷出候処、又左衛門立立不申、是迄下請之もの共を差出し、私共傍示差可申と申候へ者、大門村伊兵衛・同甚吉と申もの何角と相妨ヶ候二付罷歸り候、右横成山之儀又左衛門方其下請之もの共相手ニいたし候而ハ、曾而様子不致者共故、何分埒明キ申節無御座迷惑奉存候、右之者共差出之儀ハ、出入之中も彼もの共へ木柴等為苅取候工と相見へ申候二付、乍恐奉願候、相手又左衛門立立不申候而ハ、傍示差かたく候間、何分又左衛門被召出、急々二相對日限ヲ以無相違立立候傍示差候様ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元文四年

三ヶ村 庄屋
未九月十八日 年寄

奉差上一札

一相手紫竹大門村又左衛門へ預ヶ置候字横成山争論二付、先達而御吟味之上相絵図被仰付奉畏、猶又立立候傍示差候様ニ被仰渡、是又奉畏候而、境之村々被立立候様ニ申遣候処、彼是日限相延候故、私共村々傍示差候二付隣郷枚坂村方差構御願申上候二付、今日被召出不立立候傍示差候儀不埒之旨御叱被遊御尤至極ニ奉畏候、然上ハ早速罷歸り、右打候杭木不残取払、其上二而境目之村々へ申通、急々立立候傍示差候様ニ被仰付奉畏候、依之御請一札奉指上候処如件

元文四年 小野郷中つ川村 庄屋 内藏之助
未九月十日 年寄 但馬

中畑年寄 太郎左衛門印
同 六之丞印
中津川年寄 右近印
同 丹後印
元文四年 同 丹後印
未十一月十八日 出谷庄屋 長兵衛印
年寄 惣兵衛

右ハ延宝七年御檢地之節雲ヶ畑方相改申二付、大門村山檢地帳之写シ、夫迄大門村方枚坂村江壳預ヶ之分、此度御吟味二付写シ奉差上候、以上

中津川村年寄 右近
元文五年 中畑村年寄 左京
申ノ五月 同 太郎左衛門

出谷村年寄 庄兵衛
小堀左源太様

乍恐奉願口上書

一相手紫竹大門村又左衛門へ預ヶ置候横成山之儀及出入候故、先達而境目傍示之儀双方立立候様ニ被仰付奉畏、去ル未ノ九月立立候処二大門村之者共横道成義斗申二付、其節傍示差不申候、此段御訴申上候得者場所御見分可被成下旨双方方草絵図相認差上候様ニ被仰渡奉畏、則絵図相認先達而奉指上候、其後御見分之儀度々御願申上候得共、御用多ク書付差上置候様ニ被仰渡尔今御見分不成下候、然所右場所私共ハ急度相守曾而立入不申候処、相手方ハ毎度盜苅仕、此段至極迷惑仕候二付、何分急々右御見分奉願候へ共御延引ニ罷成候、其上六ヶ年来以来右山年貢私共方为上納仕置、是以ラ困窮之百姓迷惑之上、相手方論所へ

合被成下候得者、相手之もの共此度字申掠メ候外か尾之場所無相違相知レ申候、ケ程儘成証拠等御座候、横成山年来石五斗之山御年貢差出下請ニ仕置候山、又左衛門我俣二段々百姓共へ壳渡シ置、右山差戻シ候旨当秋工を以戻シ候儀可申上様茂無之、横道之仕方ニ御座候、相手方今日差上候御檢地御帳面之山ケ所山役銀之訳ニ而相手方押領仕懸候段、追々可奉申上候、何分西加茂領方千四拾五間二百六拾貳間と御座候御檢地帳之面地押シ被成下候様ニ乍恐奉願上候御事

右之趣少も相違不奉申上候、延宝七年相手方取置候証文之写別紙ニ奉差上候、勿論字外ケ尾方西加茂境迄千四拾五間二百六拾貳間之場所、御檢地節大門村与私共三ヶ村御檢地御奉行様へ御手引仕候場所ニ而、横成山之儀何之出入ニも不及山ニ而御座候間、往古方之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元文二年巳九月廿一日

右三ヶ村名印

同断

小堀仁右衛門様

為取替申一札之事

一大門村と雲ケ畑村与山之出入御座候へ者、御檢地之節御手引仕候傍示之通ニ少も紛無御さ候、此上ハ互ニ申合無御座候、此通御檢地御奉行衆江一札差上ケ両方へ為取替仕候、為後日之仍而如件

延宝七年 大門村庄屋

未五月十日

又左衛門印

噯人木津屋

五兵衛印

同 玄昌印

同 同廻屋 二郎左衛門印

中畑村

太郎左衛門殿

乍恐願口上書

一私共三ヶ村往古所所持仕来候横成山之儀、相手紫竹大門村庄屋又左衛門押領相工、百姓共へ相願せ、当九月ニ私共被為召出、段々御吟味被為成、右横成山之儀者相手又左衛門方証拠ニ申立候大門村之檢地帳ニ境目ハ明白ニ御座候、則そとが尾より西賀茂境迄千四拾五間二百六拾貳間、氷室境方枚坂迄千四拾五間二百間、右之間敷地押被成下候へ者、相残ル処三ヶ村之横成山ニ相違無御座候、依之先達而右出入御見分可被成下旨被仰渡候

一右横成山相手又左衛門へ下請ニ為致置候処、外村へ段々壳渡置候上、当夏右山三ヶ村へ戻シ候儀、字を申掠メ横成山押領可仕工ニ御座候、又左衛門如何程ニ相工横成山押領申かけ候迎、御檢地帳面ニ右之間敷有之、相残山ニ少茂相違無御座候、右之通少も相違不奉申上候、相手之者共被召出御吟味之上冬ニなり候へ者ゆきニ而御見分茂難成御座候、其上横成御年貢上納致方も無御座候、此節御見分被為成被下候ハ、難有可奉存候、以上

巳十一月廿九日

中畑村庄屋

年寄 左京印

山之惣代

中津川村年寄

出谷村年寄

乍恐奉願口上書

一紫竹大門村相手又左衛門去八月ニ雲ケ畑へ戻シ候横成山及出入、未落着茂不被為仰付、其上右山御留メ山ニ被為仰付候ニ付、山御年貢上納可仕之儀無御座候所、則相手者共右御留山勝手宜候ニ付、大勢罷越木柴ぬすミ伐苅仕候へ共、雲ケ畑方ハ難見へ山之儀ニ付、此段山主迷惑仕候、尤番人遣候へ共相手方ハ弥申合大勢罷

越シ無体ニ苅取難儀仕候故無是非其分ニ打過候処、次第ニ山相荒候ニ付横成山御年貢相立可申様茂無御座候而難儀ニ奉存候、去巳ノ冬御見分被下置候様ニ御願申上候、追而可被下置旨被仰渡候間御迷惑申上右御見分被下置、何とぞ立毛有之候所伐払御上納相立申度奉存候、右之通如何様共被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

以上

城州小野郷雲ケ畑

元文三年

中津川村山之惣代

午二月四日

中畑村山之惣代

庄屋 孫左衛門

年寄 左京

出谷村惣代

小堀仁右衛門様

中畑村

中津川村

一相手紫竹大門村前又左衛門預ケ置候私共所持之横成山諍論之義、当四月廿八日右論所相給図仕差上候様ニ被為仰付奉畏差急キ候処、相手方出火ニ付延引仕、漸当月廿日絵師雇、同廿三日・廿四日迄山へ双方立会候処、そとが尾方西賀茂境迄千四拾五間二百六拾貳間、又氷室境方枚坂迄千四拾五間二百間、右式ケ所

之処有体ニ絵面ニ可相記と申候処、相手之者共方ニ迷惑之筋も御座候哉、其場所事記聞敷と申、右場所大切成場所目ヲ付ケ候所ニ御座候へ共、不相記候義難心得奉存候、此義相手之者とも被為召出有体之儀ハ毛頭相除キ不申絵面ニ相記候様ニ被為仰付被下候様ニ乍恐奉願上候

一右横成山相手もの共盗刈二度々罷越候ニ付毎度指留メ候へ共、其節ハ相止候得共忍びく罷越シ相荒シ迷惑仕候、私共方ハ大切成場所と致、一切立毛手指不仕候処、相手之者共右之仕合ニ御座候、勿論場所へ具ニ立入候而ハ、如何様之工可仕茂難斗御座候間、御裁許被為仰付被下候迄ハ右場所へ一切立入不申様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

乍恐奉願口上書

一字横成山之儀相手大門村又左衛門与及出入、度々御願申上候処、御見分被為下

②⑤六月三日御用鮎請取につき〔寛〕(2・11)
一鮎七拾八疋慥ニ受取候、尚又後刻納鮎早々ニ相納候、甚遅刻相成候ニ付役人内
吉人可参候、以上
仙洞御所

御賄方
六月廿三日 小野川役人中

②⑥九月二九日鮎御用提灯借用につき〔寛〕(2・13)
御断奉申上口上書

一当中八月廿五日小野川筋鮎御所様江持参之者及人夜候ニ付、御賄役所ニ而御提
灯老張拜借仕、則翌廿六日返上任候、然ル処同廿七日右川筋御見分之節、夫々
出役之者共村々江引取候節、兼而小堀御役所御渡し有之候提灯近村方順々歸
村仕候処、右御提灯之儀ハ小堀役所御渡し有之候鑑札と一統ニ中津川村ニ預
置申候儀ニ付右村方江差出候処、夫方間違ニ而 御賄御役所方拜借之相心得御
役所江返上之積り中畑村方差出、右村方ハ八月朔日御役所江返上任候儀ニ相違
無御座候、私共不屈之儀ニ重々奉恐入候、此段幾重ニも御断奉申上候間、御聞
濟被成下右八月朔日返上之提灯御下ケ被成下候様偏ニ奉願上候、以上

九月廿九日 小野郷惣代中畑村 年寄印
御賄方
御帳役御衆中様

(4)横成山山論
②⑦元文二年九月三日「横成壹式」(3・27)
〔表紙〕
「横成山一件
元文二巳年 横成壹式」

乍恐奉願口上書
一此度大門村百姓五人并又左衛門加判仕口上書奉指上候、則当廿一日ニ私共御召
出之御裏判頂戴仕奉畏候、此度私共疋掛候山者先月門前又左衛門雲ケ畑へ相戻
シ候山之中程ニ紫竹大門村之山境へハ余程間茂御座候処、右之山持山之様ニ申
上候段横道至極ニ奉存候、先落着被為仰付候迄双方共御留メ被為遊被下候様ニ
奉願上候、然共此場所へハ相手方ハ大勢人込候儀ニ御座候、若シ立毛疋取候得
者迷惑ニ奉存候、乍憚私共方ハ山番人毎日相廻シ度奉存候、右番人之儀御赦免
被為遊被下候ハ、難有奉存候、以上

元文二年 中津川村庄屋 内蔵助印
巳九月五日 年寄 右近同
山之惣代 与右衛門印
中畑村庄屋 孫左衛門同
年寄 左京印
山之惣代 太郎左衛門印
出谷村庄屋 長兵衛印
年寄 林之丞印
山之惣代 喜左衛門印
小堀仁右衛門様
乍恐返答書
御下愛宕郡 中津川村庄屋
中畑村年寄
出谷村山之惣代

一相手紫竹大門村百姓又次良・九左衛門・与三左衛門・長右衛門・勘左衛門と同村
庄屋又左衛門・年寄孫兵衛一同仕、私共三ヶ村往古方所持仕来り候横成山之儀
字を申掠メ自分持山と申立、私共方ハ伐荒杯と偽り相工御願申上候ニ付、私共儀
今日御召之裏判被下置候、右横成山儀ハ相手大門村又左衛門へ前々方下請ニ為致

乍恐御訴訟
城州愛宕郡禁裏様御料紫竹大門村之内へ私共持山惣名外側之内字笠松と申所江、
雲ケ畑三ヶ村之百姓共大勢人込立木伐取山を荒候ニ付、三ヶ村之役人共相断置候へ
共百姓共取敢不申、頃日ニ至り大分之立木其上疋置候柴共不殘盜歸り候へ共大勢之
儀故、私共之手ニ合不申至極難儀ニ奉存候、御慈悲之上雲ケ畑之百姓共被召出御吟
味被成下、此已後ケ様之横道不仕候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

禁裏様御料 山持願主 又治郎印
紫竹大門村 同 九左衛門印
御高之内 同 与三左衛門印
同 長右衛門印
元文二年巳九月三日 同 勘左衛門印
庄屋 又左衛門印
年寄 孫兵衛印
小堀仁右衛門様

御裏判書
表書之通目安差出候書面之通相違無之儀ニ候得者、理不尽之致方沙汰之限ニ候、
此上吟味落着迄右ノ山へ立入不申、来ル廿一日ニ双方申合可罷出候、於不参者可
為越度者也

巳九月三日仁右衛門印 中津川村
中畑村
出谷村
庄屋年寄
頭百姓方へ

置候処何と存立候哉、当秋山本私共方へ山相戻シ度申候ニ付、三ヶ村所持伝来之
山之儀ニ御座候へ者、何之子細も無之奉存受取申候処、右之山之内大門村庄屋又
左衛門方方又々下請ニ致置候哉、百姓五人持山杯と申立偽り御願申上候、相手庄
屋又左衛門儀私共三ヶ村横成山境目能乍存、相手五人之者共以工ヲ境目偽り申聞
此度出入取繕せ、此段横道至極ニ奉存候、御吟味被成下三ヶ村横成山へ自今相手
之物共立入不申様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元文二年巳九月廿一日
城州愛宕郡小野郷
中津川村庄屋 内蔵助
年寄 右近
山之惣代 与右衛門
出谷村庄屋 長兵衛
年寄 林之丞
山之惣代 喜右衛門
中畑村庄屋 孫左衛門
年寄 左京
山之惣代 太郎左衛門
小堀仁右衛門様

乍恐口上書
一私共三ヶ村往古より所持仕来候横成山之儀ニ付、紫竹大門村と私共三ヶ村及出
入、今日双方被為召出、段々御吟味之上双方共右横成山境目之証拠在之候ハ、
差上候様ニ被為仰付候処、今朝大門村庄屋又左衛門申上候者、右山境目之儀ハ
延宝年中御檢地御帳面証拠と申上候、又左衛門申上候通右御檢地御帳面之境目
ニ付私共少も申分無御座候処、此度相手方申上候字そとか尾と申場所指違押
領申候、兎角延宝年中嘸之節庄屋又左衛門祖父又左衛門方ハ差越候証文と御檢
地御帳面ニ御座候、西賀茂境方外か尾迄千四拾五間二百六拾式間之此間數御引

城州愛宕郡小野郷
 中畑村庄屋 六之丞印
 年寄 彦之丞
 慶応二年寅七月四日
 中津川村庄屋 一 一
 年寄 一 一郎印
 出谷村庄屋 浅右衛門印
 年寄 ■右衛門印

禁裏御所様
 御賄御役所様

(挟込)
 「百万遍屋しき」

重民部
 室町頭下柳原町

奥村左衛門尉

河原川町／大手町中町切通し下ル町

徳岡中務

上賀茂南のはし

岩佐玄蕃

寺町頭彦根やしきみなみとなり

木元兵庫

上御霊前之町

本庄蔵人

帳役

河原町上の切通下

鳥居守之助

修学院村

三宅助三郎

知恩院古門前繩手東入

藤森重太郎

下役

鞍馬口寺町東入

田倉甚三郎

河原町切通下

稲葉藤次郎

今出川三条殿前

若山門三郎

父守之助同居

鳥居市三郎

出水智恵光院西入

松尾藤■

百万遍屋敷 帳役／河原町上の切通し

重民部

室町下柳原町

奥村左衛門

河原町大手町中町切通し下ル町 知恩院古門前繩手東入

徳岡中務

上賀茂南のはし

岩佐玄蕃

寺町彦根屋敷南隣 河原町切通し下ル

木元兵庫

上御霊前之町 今出川三条殿前

本庄蔵人

若山門三郎 同

父守之介同居

鳥井市三郎 同

出水智恵光院西へ入

松尾藤七 同

右賄

乍恐奉願上口上書

一 小野川筋三ヶ村江往古の御用鮎上納被仰附一 一年々御下行米ト而玄米壹石宛被下置難有頂一 一 先年御改革被為仰出候砌右右壹石被召上候得共、御用之儀者不相変被仰付、然ル処村方一同身薄之者斗ニ而、近年諸品格別高直ニ相成、漁網修覆等茂難行届、甚難渋仕候ニ付、何卒格別之以御憐愍先々之通り玄米一石宛御下ケ渡被成下候ハ、一 統以御蔭を取続仕難有仕合ニ奉存候、右之通御間濟被成下候ハ、村方一同如何斗難有仕合ニ奉存候ニ付、此段偏ニ御願申上候、以上

城州愛宕郡雲ヶ畑

中畑村庄屋 六之丞印

中津川村庄屋 一 一

出谷村庄屋 浅一 一

禁裏御所様

御賄方御役所様

乍恐奉願上口上書

一 小野川鮎御用之儀ニ付御通御下渡ニ相成、来り番此度一弘化力一ニ已年方嘉永七年寅年迄十ヶ年之間上納仕候鮎数之一 一 早々村々吟味仕候処、元来川役之儀者三ヶ村共壹年替一 一、其上廿ヶ年以前之儀役目相持候者も色々品変相成、一向相知れ不申、全私共村々不調法之至と存、偏ニ当惑仕候儀ニ御座候、何卒右之段御高免被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

城州愛宕郡小野郷中畑村

慶応二年寅八月一日 庄屋 六之丞印

中津川村庄屋 伊兵衛印

出谷村庄屋 浅右衛門印

禁裏御所様御賄方

御役所様

②③ 戊五月二一日鮎上納につき「口述」(2・12)

口述 五百疋余

一 鮎 右今日村中惣出ニ而差上可申旨、昨日勘定頭立会申渡し候処、出水ニ付川漁難相成断申出致承知、則其段評義之上奥向江も御断申置候、出水之義無抛次第二候、来廿三日出精之上本数之鮎差上可申候、此段申渡置候間一統出精可有之候事

仙洞御所

御賄方

戊五月廿一日

小野郷三ヶ村

川役人中

②④ 六月二〇日鮎御用川見分につき「達」(2・20)

一 明廿一日正寅刻出立ニ而小野川筋鮎見分罷越候間、村方惣出ニ而漁獵可致候、尤自是茂漁 師召連候間、其心得ニ而格別可致出精候、其外出迎并人足等遅刻無之様、都而例之通相心得可申候也

御所

六月廿日 御賄役所(印)

小野川筋

川役人中江

一同 拾三疋
同
一同 九疋
同 三拾三疋
七月十七日
一同 貳疋
十八日
一同 三疋
十九日
一同 三疋
八月式日
一同 四疋

②慶応二年七月網料廃止につき「乍恐奉願上口上書」(2・25)

乍恐奉願上口上書

一小野川筋私共三ヶ村江往古の御用鮎上納被仰付、年々為御下行米玄米壹石宛被下置難有頂戴仕候処、先年御改革被為仰出候砌右石宛被召上候得共、御用之儀者不相変被仰付、然ル処村方一同身薄之者斗二而、近年諸色格別高直二相成漁網修覆等茂難行届甚難洪仕候二付、何卒格別之以御憐愍先々之通り玄米壹石宛御下ケ渡被成下候ハ、一同御蔭ケヲ以取凌仕難有仕合奉存候、右願之通御聞濟被成下候ハ、村方一同如何斗難有仕合可奉存候、此段偏二御願奉申上候、以上

城州愛宕郡雲ヶ畑

慶応二寅年七月

中畑村

庄屋 六之丞(印)

年寄 彦之丞(印)

中津川村

来れハ、御用鮎運送人足手当料共相成、村方一統以御蔭を取続仕永続之基、右之通御聞濟被成下候ハ、广大之御慈悲冥加至極如何斗難有仕合二可奉存候、以上

中津川村

庄屋 勝太郎

文久三年亥七月

中畑村

庄屋 弥三左衛門

出谷村

庄屋 友右衛門

禁裏御所様

御賄御役所

乍恐奉願上口上書

城州愛宕郡

中津川村庄屋

中畑村庄屋

出谷村庄屋

一私共三ヶ村之儀者往古小野川筋御用鮎献上被仰附、例年六月上旬方八月中旬迄日々献上仕、右為下行年々米壹石宛被下置冥加至極難有奉存、右を以漁網修覆并運送人足賃二配分罷在候処、去ル弘化巳年御改革二付小野川之儀者御手当川二無之候間、下行米者不被下、献上之義者隔日にて仕旨被仰渡承知奉畏御請申上候義御座候、然処近來追々御用相増、終二ハ以前之通日々献上被仰附候様相成、当節諸色格別高直之折柄、漁網破損修覆料并二人足賃錢等二差支偏二当惑罷有、自然御用鮎献上二差支候様成行候而者奉恐入候義も深心痛罷有候間恐多奉存候へ共、当年方以前之通り年々下行米壹石宛御下ケ被成下候様只管此段奉願上候、何卒格別之以御憐愍右願之趣御聞届ケ被成下候ハ、年々御用鮎無迷献上可仕と御慈悲如何斗難有仕合二奉存候、以上

中津川村庄屋 勝太郎

慶応元丑年十月

中畑村庄屋

弥惣左衛門

出谷村庄屋

浅右衛門

庄屋 弥兵衛(印)
年寄 紋太郎(印)
出谷村
庄屋 浅右衛門(印)
年寄 宇兵衛(印)

禁裏御所様

御賄方御役所様

御執次中

「 中畑村

②慶応二年七月網料廃止につき「網料願一条控」(2・28)
(表紙)

「 網料願一条控

慶応二寅年七月

庄屋六之丞

一寸心覚網料壹石之儀ハ弘化二巳年二御取扱相成、江戸役保川与左衛門様、御所役者御賄木村様・繁様・新上様・平本様、小堀様御蔵方武嶋安左衛門様御理解ヲ出谷村友右衛門二御申附当寅年二而廿二年二成候

慶応二年寅七月

乍恐嘆願

一私共三ヶ村方往古小野川筋御用鮎上納被仰付難有奉奉畏相動来候二付、年々為下行玄米壹石宛被下置有難頂戴仕打過來候処、先年御改革被為仰出候砌右下行米壹石被召上候へ共、数年来御用上納者不相変仕来候、乍去村方一同身薄之山稼之者斗二而、近年追々諸事高直打続難洪之折柄、右漁網大破二及修覆等茂不行届付而者自然御用鮎上納差障り、深く恐入たてまつり候二付、何卒格別之以御憐愍慥右米之通年々御下行之玄米壹石宛如元御下渡被下候ハ、則破損仕候網直し出

禁裏御所

御賄方御役人中様

乍恐奉願上口上書

一小野川筋鮎御用相動候儀二付年々御見分被成下候処、右場所凡壹里程之処野山斗二而清天俄雨之節極々難義二相成、実二恐多義卜存、此度字竹ヶ瀬卜申所二御休所取立仕候処、右木代・大工手間入用メ金五両余り相掛り、元来難洪之小村殊二当年格別之年柄二而村役共当惑難義仕候而、何卒以御慈悲御所様方右入用御下ケ渡被成下候ハ、村役共如何斗難有仕合二可奉存候、以上

城州愛宕郡雲ヶ畑

三ヶ村惣代

中畑村

慶応二年寅六月廿九日

庄屋 六之丞

川惣代 弥三左衛門

禁裏御所様

御賄御役所

恐多奉願上口上書

一私共三ヶ村へ往古小野川筋御用鮎上納被仰附、恐多奉畏候相動来候二付、為御下行米壹石宛被下置難有頂戴仕打過來候処、先年御改革被為仰出候砌右下行米被召上候へ共、数年来御用上納ハ不相変仕来り候、乍去村方一同身薄之山稼之者斗二而、近年諸品高直二相成、難洪之折柄、右漁網格別直違二相成修覆等茂不行届、自然御用鮎上納二相障り深く恐入候二付、何卒格別之以御憐愍前々之通り壹石宛御下渡被成下候ハ、破損仕候網直茂仕候へハ御用鮎運送人足手当料共相成、村方一同以御蔭取続仕度昨冬御願申上候処、未御沙汰茂不被下候二付、恐多儀二御座候へ共又候嘆願奉申上候、何卒右願之通御聞濟被成下候ハ、小前一同者勿論川役共迄广大之御慈悲冥加至極如何斗難有仕合二奉存候、恐々

頭役人鮎廻り役
卯年
一市之進 一仁兵衛
一秀蔵 一佐左衛門
七月廿七日
一六之丞 上川之行 一柳蔵
一権之進

けん上 官蔵

獵師 平五郎

浪蔵

七月八日 中津川

弥兵衛

百疋十五疋

同

万蔵

七月廿三日

中畑村

百疋十五疋

勇蔵

百文

柳蔵

秀蔵

六之丞

文之介

鮎持

泊り人足

初川

浅右衛門

出谷

伊右衛門

中津川

出谷

弥兵衛

庄右衛門

出谷

伊右衛門

勇蔵

見分

平四郎

惣取り上り

岡蔵

小堀様けん上

徳平

けん上

伊兵衛

⑱天保一二年九月一六日仙洞御所引払につき〔御触・高札ほか写〕(2・5)

非常之節、駈着人足為目印從仙洞御所其村々江相渡有之候、高張・弓張・箱提灯・

幟・鑑札・人足札等此度御引払二付引上二相成候間、銘々員數取揃、来ル十九日

迄二無間違御役所江持参可致候

天保一二年九月十六日 小堀主税御役所

一高張 壺 幟本 但シ紺地染入白字白紋

一箱提灯 壺 (図)「御用」 長三尺

一弓張 式ツ (菊紋)中畑村 横卷尺七寸五分

一鑑札 壹枚 但シは八広木綿

一人足札 式枚

小野川御高札写

天保一二年丑五月日

尤三くたり二書なり

「(図) 一疋

文久元酉年六月 庄屋 佐之丞 (印)

出谷村

庄屋 浅右衛門 (印)

御所御賄

御役所

小野川筋此

所より川上にて

鮎とるへからざる

もの也

丑五月

小堀主税

右之御高札去ル天保一二年丑年高水二而流候哉無之候故、則小堀御役所江願候処、

形之通り之書付二而頂戴シ今立

⑳慶応二年六月「鮎上納之通」(2・12)

〔表紙〕

〔慶応二年六月 鮎上納之通

小野川

雲ヶ畑三ヶ村

乍恐奉願口上書

一 小野川御用鮎調進之義者、從往古私共三ヶ村江被仰付御用相勤来難有奉存候、然

処私共三ヶ村之義者田畑聊之場所二付、百姓共山稼而已任、尤米穀此外夫食之品々

者京都方買入相続仕来候義二御座候処、兎角近年来米穀者不及申上諸色追々高直

二相成候二付、百姓困窮二 相暮取凌兼罷在候処、去申年之義諸国とも一体之凶

作乍聊私共三ヶ村作付之立毛皆無同様前代稀成難法之年柄二付、米穀者格別之高

直買入方も出来兼夫食取統難成可及飢渴もの多分出来候様成行歎ヶ敷次第二付、

種々融通助合等を以、漸露命取凌其日延り二相暮罷在候義二而、日々御用鮎漁罷

出候而者山稼二差支、忽取統難出来もの多分在之必至と差迫り甚心配当惑罷在二

付、恐多奉存候得共、当年之義者五日目二調進被仰付中三日宛御用捨被成下候様

不得止事乍恐此段御歎願奉申上候、然上者尚出精漁御用鮎調進方是迄寄も抄取候

様可仕候間、何卒格別之御慈憐御勘弁を以、右之趣御聞届被成下候ハ、從來之

御用無難二相勤百姓 取統可申と御仁惠之程如何斗難有仕宜可奉存候、以上

六月十八日

一鮎 拾七疋

廿一日 拾六疋

一同 拾六疋

廿二日 拾五疋

一同 拾五疋

廿三日 拾七疋

一同 拾七疋

廿四日 拾八疋

一同 拾八疋

同日 式拾四疋

同日 式拾四疋

一同 拾七疋

同日 拾七疋

廿八日 拾七疋

⑦天保二年五月鮎御用につき「小野川御用日記附」(2・38)
(表紙)

「天保二年 中畑村
小野川 御用日記附
卯 五月吉日 六之丞」

川入五月十三日 鮎四十式足献上
京行出谷伊右衛門・人足中畑勇藏
御用初中津川村

五月廿一日 廿二日休 廿三日 廿四日 五日休
新治郎 廿三日 六之丞

取初 角左衛門 出谷へ 仁兵衛

久米右衛門
弥兵衛

廿六日中津川村断大雨にて六月二迄日のへ、六月二日中畑村市之進断行六月五日迄日のへ、出谷村友右衛門行水へり次第迄、六月九日飛脚参り中津川村万右衛門断行十四日迄断、十四日中畑村仁兵衛断行廿日迄日のへ、廿日出谷村六人三人ツ、助・秀藏・権之進・平五郎、廿三日迄日のへ、廿三日此中津川村当番助・三人ツ、伊兵衛・勇・嘉兵衛、廿五日迄ひのへ、廿五日中畑村当はん惣七・源左衛門友之丈・佐左衛門・喜左衛門・助三へも廿八日迄ひのへ、廿六日平岡様之客式人かけ二御出迎なし、廿八日大見分木村式部様・北川小三郎様并御出、一ノ瀬方五疋、竹ヶ渕方三拾八疋、たて原方十式疋又五拾五疋、翌日御礼出川村庄右衛門参る、人足出谷平五郎七月二日迄ひのへ、七月二日二鮎四十五疋被仰付、二日二三ヶ村惣出両度二四拾五疋献上、先二廿疋人足中畑弥兵衛、後二廿五疋人足堅藏役人出谷庄右衛門、又ほんせん二十五疋被仰付候、此日則小堀様へ鮎十式疋・

中川文七様 上御靈場馬寺町西へ入町
弁吉様 下長者町浄福寺西へ入町
以上

天保二卯十月三ヶ村割
又六貫百八拾八文 諸色川控
卯七月十七日

銀拾匁 中川文七雜用
行たをれ物共
同四匁 せひらき獵師
同五匁 文七獵師
又八拾目八分八厘
外拾三匁獵師代有

惣又
九拾三匁八分八厘 内拾三匁獵師代引
残而八拾目八分八厘
内三拾目宮之木代
庄屋江遣又
残而五拾匁八分八厘
上納附
卯十月廿五日郷割之節

振物
六月廿八日
大見分六月廿八日

あまこ三ツ・うなき壹本献上、藏方三人様へ鮎五疋宛進上、人足德平・役人中津川弥兵衛御所役人様献上、七月五日八軒へ鮎三十四疋、京行出谷伊右衛門・人足中畑伊兵衛、けん上獵師官藏・平五郎・浪藏三人、七月十日鮎十五疋けん上、中津川村にて取、人足中津川村、尤十五疋代金百疋也、七月十七日中川又七様御出、中畑にて一宿十七日夜八ツ時に御返り、つれ三人、十八日出谷村御用五人ツ、助、卯之八・佐太郎・又之丞・柳藏・久治郎五人、廿日中津川村当はん、助五人ツ、為右衛門・新治郎・角左衛門・久米右衛門・弥兵衛五人、中津川重右衛門京行役人、廿三日塩濱十五疋、中畑村勇藏・柳藏・六之丞・秀藏・文之助鮎持五人、金百疋獵師代、御用取調新治郎・角左衛門・久米右衛門・弥兵衛又、明年之始市之進より初上へ廻る也、上川七月廿七日中津川万藏・中畑村六之丞会符勘(鑑)札灯燈返上二八月朔日友右衛門・六之丞行、塩濱様五疋八月七日けん上中畑村惣七人足なり、以上

仙洞御所様御贈方

山 新町古木町
中西中務様 上賀茂

薄沢縫殿様 百万遍屋敷

石川 始様 新町今出川下ル町

木村式部様 帳役

比川小三郎様 柳馬場丸太町下ル町

山上弥右衛門様 塔之段本満寺横町

沢田友三郎様 室町今出川下ル町

下役 新鳥丸切通し下ル町

山本吉治郎様 高野村

木村八三郎様 丸太町富小路東へ入町

田中甚助様

一酒 式樽 壹斗壹升
一ふくため 壹升 三百八拾文
一するめ 三把 三百六拾文
一しやこ 八升 式百四十文

又
けん上七月五日

七月五日 一酒 六升
一式百二拾文 酒 文之丞追打
一ふくため 五合 百九十文
一とひ鮎 十五枚 式百四十八文
一入いわし 壹升 百廿文
一四百文そうめん 百六十把
一四拾文もくとかミシ

七月九日 けん上 酒三升追打
一六百六拾文 中津川光藏
入払

十二日 一式百廿文 酒壹升
長八払

又六貫百八拾八文
七月十七日 一五匁五分 中川文七
拾目 四人つれ
行たをれ物

⑫明和五年三月網料継続につき「乍恐奉願口上書」(2・10)
(端裏書)

「 小野郷 雲ヶ畑
上 三ヶ村

小野川御用

乍恐奉願口上書

一禁裏様御用之鮎川獵師之儀、去ル亥年御吟味之上雲ヶ畑三ヶ村百姓共江被為仰付、其上為網料御米壹石毎年被為成下難有仕合奉存候、今年茂雲ヶ畑百姓共江被為仰付被下候ハ、百姓共申合随分可成たけ出精仕、御用急度相勤可申候間、御慈悲之上私共江被為仰付被下候者、惣百姓共一統難有可奉存候、以上

小野郷雲ヶ畑三ヶ村

明和五年子三月 出谷村庄屋

定助(印)

年寄 太郎左衛門(印)

中畑村庄屋 孫左衛門(印)

年寄 孫兵衛(印)

中津川村庄屋 紋之丞(印)

年寄 弥兵衛(印)

御賄

御役人中様

(印) 全てに抹消線あり)

⑬明和八年三月網料継続につき「乍恐御願口上書」(2・9)
(端裏書)

「 小野郷 出谷村

乍恐奉願口上書

乍恐奉願口上書

一 小野川筋御用鮎魚獵之儀、当年ハ私共へ被仰付被下候ハ、難有可存候、然者松町院様御代ニ御用被仰付候節ハ、為網料米壹石五斗頂戴仕候、且又一禁裏様へ鮎差上候節も同様ニ網料頂戴仕候間、何卒此度も御慈悲を以先例之通り被下置候ハ、難有存候、何分御沙汰願候処、網料御下ヶ被成下候ハ、千万難有可存候、以上

小野郷雲ヶ畑

安永四年末五月十一日

出谷村

庄屋 長兵衛(印)

年寄 定之助(印)

中畑村

庄屋 孫兵衛(印)

年寄 祐助(印)

中津川村

庄屋 九左衛門(印)

年寄 紋之丞(印)

仕丁御頭中様

⑮寛政二年六月紫竹村御用川不法立入鮎漁につき「誤り申一札之事」(2・24)

誤り申一札之事

一此度私共御用川江立入鮎漁り仕候処、其元様方御見咎被成、是悲御役所様江御届ヶ可成候処、私共甚心得違仕候筋も有之候儀を段々御詫言申候ニ付、御宥免被下忝仕合ニ奉存候、然ル上者自今以後右川筋へ一切立入申間敷候、為後日誤り一札仍而如件

紫竹海道

寛政十一年末六月

本人 鍵屋宗助 (印)

同 河崎屋庄兵衛(印)

上 小野川御用

中畑村

乍恐奉願口上書

一 小野川鮎漁捕之儀、去年迄ハ禁裏様御賄御役人中様江御願申上、則為網料米壹石頂戴仕御用相勤、尤当役所様へも御断申上候、然ル処当年之儀者仙洞御所様御在候ニ付、兩御所様之内何方へ御願申上候而可宜哉、何共私共了簡ニ難斗候故、乍恐当御役所様江御願奉仕候、随分御用御太切ニ出精可然候間、何卒御慈悲之上今年も私共三ヶ村へ右御用被為仰付被下候ハ、惣百姓一統ニ難有可奉存候、以上

愛宕郡小野郷

出谷村

明和八年卯三月

庄屋 太郎左衛門

年寄 五郎左衛門

中畑村

庄屋 祐助

年寄 三之丞

中津川村

庄屋 九左衛門

年寄 紋之丞

小堀数馬様

御役所

⑭安永四年五月二一日網料継続につき「乍恐奉願口上書」(2・15)
(端裏書)

「上 小野川御用

小野郷雲ヶ畑三ヶ村

大宮森

同 木屋彦兵衛(印)

同 米屋亀之助(印)

紫竹海道

五人組 金原屋半兵衛(印)

雲ヶ畑三ヶ村

御役人中様

⑯文政三年一月鮎御用十三石山通行につき「書付之事」(2・16)

書付之事

一此度雲ヶ畑三ヶ村字ナ下道川登り拾三石山小野川御用之右道筋取繕ひ、右雲ヶ畑三ヶ村 往来仕度候、依之小堀御役所様へ御願申上候儀ニ付、其御村方之奥印御願申度候処、早速ニ御承知被下忝奉存候、右道筋之儀ニ付如何様成義出来仕候共、其元殿江諸雜用新入用一切相掛申間敷候、後日ニ為念仍而如件

中津川村

庄屋 権之丞(印)

惣代 元右衛門(印)

中畑村

年寄 兵右衛門(印)

惣代 善左衛門(印)

出谷村

庄屋 浅右衛門(印)

年寄 友右衛門(印)

真弓村御役人中

郷中惣代

同村 四郎右衛門殿

(印) 全てに抹消線あり)

同 作之丞 日下部
同 源右衛門 一 重右衛門
同 八郎右衛門
同 紋左衛門
右下村壹村名前印形無
西河内村
今北
久保
一 喜左衛門印 一 友之丞印
安永六四年
小堀数馬様

御役所

右六ヶ村之内下村壹村印形無之残り五ヶ村者印形有之、帳面同村宮之本久米右衛門方ニ有之候者也

⑧文政四年五月菖浦役会符につき「一札」(5・51)

一札
一 御絵符 六拾九 壹枚

右菖浦調進ニ付奉願候、右御用之外猥ニ相用申間敷候、明四日調進相濟候ハ、早速返上可仕候、以上

小野郷惣代
文政四年巳五月 庄兵衛 (印)
友四郎 (印)

禁裏御所様
御頭衆中様

⑨文政四年五月菖浦役人相続につき「定書」(1・107)
定書

波多野友之丞

同 和平治
同 六之丞
同 久米右衛門
中津川村
秦 万之丞
同 治部
同 丹後
同 蔵之介
安井甚之丞
同 右近
同 九左衛門

⑩明治三年四月菖浦役繼統願につき「乍恐願上候口上書」(4・46)

乍恐願上候口上書

山城国愛宕葛野両郡之内
小野郷
御菖浦御用
郷土惣代共

一私共義者往古平安城創宮之砌ヨリ、禁裏御料与被為定置候以来千有余歳、天供貢献仕候義者勿論年々端午之御佳節御菖浦献上仕二字帯刀被免候由緒之者ニ御座候、其中間屢時勢之治革モ有之、随而御大政御一新以後迄モ御所様ニ而者従前之通苗字帯刀仕右御菖浦御用敢而無闕歳相動来候処、京都御政府様ニ而者御一新以後諸向追々御取調中ニ付、当分平民ニ而可罷有旨御口達之趣村役人共ヨリ申間候、然ルニ御所様与御政府与ニ途ニ相成居候而者乍恐御一新後之御趣意ニ付相叶ヒ申間敷哉与深奉恐懼候、将又至尊之御金殿玉庭江民籍之輩軽々敷俳

一 小野六郷御菖浦役之義往古ハ格式有之候処、近年ニ至リ先親ニ相違仕不行義猥り成事共多ク此俟ニ而者行末勿論之基共可相成候と存、此度ニヶ村御菖浦役人中立会熟談之上格式相改、只又家相統致し右役相勤候訳、左之通ニ而御座候一御菖浦役家之内若相続人無之養子致し候時、右役家之内ハ養子致し右役相勤候ハ、子細無之候事

一 右役家之内ニ養子致し候人無之、外々之家筋ハ養子致し候ハ、ニヶ村菖浦役人中江一飯一酒之饗応致し、得心之上ニ而右役相勤可申候事

一 郷中五ヶ村御菖浦役之内ハ養子致し家相続仕候ハ、右役相勤候共子細無之候事一郷中御菖浦役家之外家筋之方ハ養子致し候ハ、右ニヶ村菖浦役人中江一飯一酒之振舞いたし、得心之上ニ而右役相勤可申候事

一 御菖浦役之家若相続人無之他所相続人有之候ハ、其人ノ生国筋目を聞合其身一代者遠慮いたし子之代ニ相成候ハ、右之通ニヶ村菖浦役人中江一飯一酒之饗応之上右役相勤可申、且又女子ニ養子致し候共、右同断ニ候事

一 御菖浦役家無抛退転仕候而其後右家相統致し度と申仁在之候ハ、其生国筋目を聞糺し其上ニ而右ニヶ村之菖浦役人江熟談之上、弥得心ならば一飯一酒之饗応之上ニ而右役相勤可申候事

(貼紙)
「退転之旨敷ニ退転之株を持候ハ、一飯一酒ニ而次第なし、且又勝手ニ付御菖浦株カへ持候義決而出來間敷候事右之通り御菖浦役之義往古ハ之格式」
右之通御菖浦役之義往古ハ之格式トハ相違致し候義有之候ニ付、此度ニヶ村菖浦役人立会、右役相勤候訳并家相続之訳共委書記し申候、然ル上者向後相互右之通ニ相心得、聊此義ニ付故障ケ間敷義無御座候、為後日ニヶ村菖浦人連印仕候定書仍而如件

城州愛宕郡小野郷
中畑村
文政五年午四月 高橋太郎左衛門
同 佐左衛門
同 忠左衛門

同 忠左衛門

御仕候義、甚不都合之至奉恐入候義ニモ御座候間、何卒前頭之由緒等被為聞召分、從來之通ニ字帯刀ニ而御用相勤候様於御政府様ニ御聞濟相成候様被為成下候者、広大之御慈悲如何計難有仕合ニ奉存候、誠恐誠惶謹言、
小野七郷菖浦役人

明治三四年 惣代
四月日 波多野六之丞
安井彌兵衛

(3) 鮎御用関連

⑪元文二年七月五日「差入申一札」
差上申一札

一雲ヶ畑三ヶ村領小野川鮎之、是迄御所様より御用鮎役御召被遊候得共、当年ハ御旧院ニ鮎御用無御座候ニ付、先規川役銀子差上候例之通銀式枚差上、当年斗三ヶ村より支配可仕候、来年之儀ハ其節可被仰旨被仰渡奉畏候、右川役銀式枚当月卅日切ニ急度上納可仕候、依之連判証文差上候処如件

小野郷中津川村庄屋 内蔵之助 年寄 右近
中畑村庄屋 孫左衛門 年寄 作之丞
出谷村庄屋 長兵衛 年寄 林之丞

小堀十左衛門様 右ニ相濟
(原本不明のため、『史料 京都の歴史』六、一五七頁より引用)

宝曆三年申十月五日

中津川村庄屋代

年寄 佐左衛門

中畑村庄屋代

年寄 作左衛門

出谷村庄屋代

年寄 勘兵衛

御奉行様

右書付西御役所江差上候処、度々之趣尤と被思召候、此節与一兵衛様御不快二而右様子不相知、尤横書も不見之候、何分重而八相懸り申間敷候間、左様二相心得候様真野八郎兵衛様被仰渡候二付、然ハ御書付被下候杯申上候得共、左様之儀ハ不被成候、何分迫而者相懸ケ間敷被為仰渡候付、御請記罷歸り申候、方内中井十九郎様御取り記し被下候事

〔表紙〕

乍恐奉差上口上書

〔安永六年六月「御菖蒲次第書帳」(F-10)〕

御菖蒲 御蓬

御菖蒲次第書帳

城州小野六郷

御菖蒲役人連名

安永六年西六月日

中畑村

御菖蒲 御蓬

儀左衛門写

御菖蒲 御蓬

〔第一号之丙乙〕(異筆)

控

御菖蒲役人連名

乍恐奉差上次第書

御菖蒲 御蓬

一此度御尋二付申上候、私共禁裏様御殿都而、尤当時二而者五御殿御菖蒲御鎊申候二付頂戴仕候申之書付差上候様被仰付奉承知候、依之乍恐次第書茲二記し奉差上候

一禁裏様御殿方

為御下行米

御菖蒲役人連名

御米 壹石五斗

御菖蒲役人連名

御粽 拾三把

御菖蒲役人連名

御粽 拾三把

御菖蒲役人連名

御蓋 頂戴仕候

一女御様御殿方 青銅壹貫文

御蓋 頂戴仕候

一仙洞様御殿方 青銅壹貫文

御粽 三把

御蓋 頂戴仕候

一女院様御殿方 青銅壹貫文

御蓋 頂戴仕候

一新女院様御殿方 青銅壹貫文

御蓋 頂戴仕候

右之通御下シ物頂戴仕候

乍恐奉差上口上書

一私共差上候品々

御菖蒲 御蓬

御殿不残御鎊り申候、別而禁裏様御枕御菖蒲御内侍所御表於御階下御枕御菖蒲と申、御上臈江御手渡し差上ケ申候、先規二御座候其外御殿へ御枕御菖蒲御台所二而奉差上候、右御菖蒲御鎊り申候二付、私共五月三日二出京仕り、翌四日二鎊立申候、尤人数十式人宛例年隔番二相勤申候、

御菖蒲役人連名

中津川村庄屋代

中畑村庄屋代

出谷村庄屋代

年寄 勘兵衛

年寄 佐左衛門

御奉行様

右書付西御役所江差上候処、度々之趣尤と被思召候、此節与一兵衛様御不快二而右様子不相知、尤横書も不見之候、何分重而八相懸り申間敷候間、左様二相心得候様真野八郎兵衛様被仰渡候二付、然ハ御書付被下候杯申上候得共、左様之儀ハ不被成候、何分迫而者相懸ケ間敷被為仰渡候付、御請記罷歸り申候、方内中井十九郎様御取り記し被下候事

〔表紙〕

乍恐奉差上口上書

〔安永六年六月「御菖蒲次第書帳」(F-10)〕

御菖蒲 御蓬

御菖蒲次第書帳

城州小野六郷

御菖蒲役人連名

安永六年西六月日

中畑村

御菖蒲役人連名

儀左衛門写

御菖蒲役人連名

〔第一号之丙乙〕(異筆)

控

御菖蒲役人連名

乍恐奉差上次第書

御菖蒲 御蓬

一此度御尋二付申上候、私共禁裏様御殿都而、尤当時二而者五御殿御菖蒲御鎊申候二付頂戴仕候申之書付差上候様被仰付奉承知候、依之乍恐次第書茲二記し奉差上候

一禁裏様御殿方

為御下行米

御菖蒲役人連名

御米 壹石五斗

御菖蒲役人連名

御粽 拾三把

御菖蒲役人連名

御粽 拾三把

御菖蒲役人連名

御蓋 頂戴仕候

一女御様御殿方 青銅壹貫文

御蓋 頂戴仕候

一仙洞様御殿方 青銅壹貫文

御粽 三把

御蓋 頂戴仕候

一女院様御殿方 青銅壹貫文

御蓋 頂戴仕候

一新女院様御殿方 青銅壹貫文

御蓋 頂戴仕候

右之通御下シ物頂戴仕候

乍恐奉差上口上書

一私共差上候品々

御菖蒲 御蓬

御殿不残御鎊り申候、別而禁裏様御枕御菖蒲御内侍所御表於御階下御枕御菖蒲と申、御上臈江御手渡し差上ケ申候、先規二御座候其外御殿へ御枕御菖蒲御台所二而奉差上候、右御菖蒲御鎊り申候二付、私共五月三日二出京仕り、翌四日二鎊立申候、尤人数十式人宛例年隔番二相勤申候、

御菖蒲役人連名

安政二年卯十一月廿四日 下村 武右衛門
小堀勝太郎様 御役所 中畑村 六之丞
(以下、同内容につき省略)

④年未詳「就御糺奉申上候」(1・111)
(端裏書)
「第十二号ノ内乙」(朱書)

就御糺奉申上候

此度御所様方・宮門跡方・堂上方方村方百姓之内絵符・御紋付提灯奉頂戴罷在候もの共得者、相糺有無可申上旨被仰触承知奉畏、左二奉申上候

- 一葉附菊御紋付高提灯 壹張宛
- 一葉附菊御紋付箱提灯 壹張宛
- 一葉附菊御紋付弓張提灯 貳張宛
- 一葉附菊御紋付幟 壹本宛

右私共村々之儀者仙洞御所様御料二付、右之通提灯・絵符頂戴仕候、然ル処枚坂村・下村・上村・真弓村者御田御用并非常之節其外諸御用筋二相用申候、東河内村・西河内村・中村・中津河村・中畑村・出谷村者非常并諸御用之節相用申候、右年曆之義此度就御糺味吟仕候処、去ル明和八卯年、仙洞御所様御蔵二而林忠左衛門殿御取次二而村々江頂戴仕候、尤月日之義者相知不申候、然者右之外百姓共之内宮門跡方・堂上方之内御紋付絵符等一切無御座候、以上

- 城州葛野郡小野郷 枚坂村
- 庄屋 彦左衛門
- 年寄 浅之丞

- 真弓村 庄屋 太右衛門
- 年寄 政右衛門
- 下村 庄屋 五左衛門
- 年寄 佐右衛門
- 上村 庄屋代 大助
- 年寄 忠之丞
- 中村 庄屋 又右衛門
- 年寄 惣左衛門
- 西河内村 庄屋 平右衛門
- 年寄 万之丞
- 東河内村 庄屋 平右衛門
- 年寄 利右衛門
- 同州愛宕郡 中津河村 庄屋 治兵衛
- 年寄 右近
- 中畑村 庄屋 繁右衛門
- 年寄 治兵衛
- 出谷村 庄屋 惣兵衛
- 年寄 友右衛門

⑤文政八年八月二日「女御御入内二付御供次第書」(1・124)

(表紙)

「文政八年

城州愛宕郡

女御御入

内二付御供次第書

「第十四号ノ内」(異筆)

酉八月廿二日

小野郷

枚坂村」

戸川彦兵衛 山本岩五郎 御使番猪室衛門
御先 新大納言殿

立辺忠郎右衛門 辻井文之丞 御使番山田金吾

岩鼻彦右衛門 御使番奥村政之助

伊賀殿

山本新之丞 御使番孝野藤市

右之通無相違相勤候、乍恐此段御届ケ奉申上候、以上

城州葛野郡小野郷拾ヶ村

総代枚坂村庄屋 彦兵衛

年寄 新之丞

小堀主税様御役所

以飛札申達候、然者廿二日女御御方御入内二付、上御所江女中方式方御参候、今日被仰出候之間、先供之積にて六人明廿二日辰半刻過頃ニ無遅滞可被罷出候也

仙洞御所頭役所

小野郷枚坂村庄屋中

猶以御代官方へ通達之上ニ存候得共、差掛り過急被仰出候之儀二付、何分右刻限御参有之候様致度候事、右御差紙今朝七ツ時過ニ到来仕旨何分過急御用にて御座候ゆへ、無抛当村より右六人直ニ罷出候間、此段村々御一統様江御断申上度早、以上

枚坂村庄屋 彦兵衛(印)

(2) 菖蒲役関連

⑥宝曆二年一〇月五日人馬課役につき「乍恐願奉上口上候」(4・68)

乍恐願奉山口上候

一私共三ヶ村儀ハ禁裏様其外御所方御用相勤并鮎川御用之義も勤来候二付、御用人馬割符ハ是迄不被仰候、尤三ヶ村之内中津川村・中畑村ハ郷中組合御菖蒲役相勤申候、出谷村ハ御菖蒲役者不相勤候得共、其外御用節ハ不何寄式ヶ村同様ニ相勤申候間、三ヶ村一統申上候、依之是迄御割賦相懸り不申、然ル処五ヶ年以前藤堂和泉様御上京之節人馬割合御懸ヶ被遊候二付東御役所江御断申上候得者、先年方不相懸候訳ニ候ハ、御除被下候へハ、此度ハ御割合相濟候間、御割直シハ難被成候間、先相懸り重而御断可申上旨上田源右衛門様被仰渡候二付、其通りニ相心得罷在候処、去ル春日光新宮様関へ参/東へ御下向二付御用人馬御入用又之御懸ヶ被遊候付其節則御願上候得者、西御役所ニ而是又同様ニ被仰候候二付何方御免之旨申上候へ共、御割合相濟候上ハ御除難被成候間先相懸り可申候、此上無間違様ニ御役所之御帳面ニ右之趣横書被成可被置候間、左様ニ相心得可申旨野村与一兵衛様被仰渡候二付、無是非御請仕、割合相懸り罷在候、此段ハ小堀十左衛門様ニ而も御尋二付、去ル未七月二日書附上置申候、然ル上ハ重而加様之高懸りハ御除可被下成と奉存候罷有候処、又々此度松平左近將監様御上京之御用人馬高懸り被仰附又之奉役高候、依之右之段御願奉申上候、御慈悲之上被為聞召上、何卒私共三ヶ村之儀ハ右体之高懸り物御赦免被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

小野郷雲ヶ村

乍恐口上書

一仙洞様崩御来ル廿日御葬送ニ付郷侍之儀先年ハ当郷中ノ三拾人罷出候得共、此度多人數御入用ニ付七拾六人罷出候様被仰付奉畏候、被仰付之人數相揃出勤仕度奉存候得共、右御入用ニ出候者郷内ニ而も筋目宜家柄之者を見立相勤候儀ニ而、郷侍ニ出候者七拾六人相揃不申、病身又近年困窮ニ而離散致し候者多有之候ニ付、此度ハ四拾人罷出候様可仕候、其余之儀ハ何卒御用赦被下成度奉願上候、且又中陰中之青侍之義も先年も御用赦被下成候義ニ候得者、此度茂御断申上候度右之趣御聞届ケ被成下候ハ、難有可奉存候、以上

- 天保十一子十二月九日 小野郷拾ヶ村惣代
杵坂村 文之丞
下村 友四郎
上村 五郎兵衛
中村 平助
西川内村 治部右衛門
東川内村 市郎右衛門
中畑村 柳蔵
真弓 直右衛門

小堀主税様

御役所

右之通り御願相叶ひ、尤四拾人御受合申歸村仕候、併村々ニ申合、此度之義ハ大役之事候得者多人數之内若急病等も難斗候間、壹ヶ村ニ四人宛之処増人数十ヶ村ノ三人罷出候様申合、中畑村ノ壹人・上村ノ壹人・杵坂村ノ壹人都合四拾三人罷出候様相極、十二月十八日拾ヶ村庄屋壹人宛上京いたし、御所様・小堀様・中野氏へ相届ケ役割書付申請候、残り三拾三人ハ翌十九日龜屋藤吉宿ニ着々、尤使村々壹人ツ、御当日廿日午刻ニ御所様江參り御膳頂戴致暫休足致、未之半刻ニ御出門、道筋ハ堺町御門ノ御出門、堺町通りノ三条、三条ノ寺町通り、寺町より五条、五条ノ伏見街道泉涌寺

小堀主税様

御役所

右之通り御願相叶ひ、尤四拾人御受合申歸村仕候、併村々ニ申合、此度之義ハ大役之事候得者多人數之内若急病等も難斗候間、壹ヶ村ニ四人宛之処増人数十ヶ村ノ三人罷出候様申合、中畑村ノ壹人・上村ノ壹人・杵坂村ノ壹人都合四拾三人罷出候様相極、十二月十八日拾ヶ村庄屋壹人宛上京いたし、御所様・小堀様・中野氏へ相届ケ役割書付申請候、残り三拾三人ハ翌十九日龜屋藤吉宿ニ着々、尤使村々壹人ツ、御当日廿日午刻ニ御所様江參り御膳頂戴致暫休足致、未之半刻ニ御出門、道筋ハ堺町御門ノ御出門、堺町通りノ三条、三条ノ寺町通り、寺町より五条、五条ノ伏見街道泉涌寺
至御葬礼之節進物左之通り也
中津川村庄屋 弥兵衛
中畑村庄屋 惣七
出谷村庄屋 善兵衛
東川内村庄屋 市郎右衛門
西川内村庄屋 幸右衛門
一 同百疋 御使番へ進上

一同壹分壹分壹朱 押五人江進上
一 貳朱 中野重兵衛様進上

- 中村庄屋 平助
上村庄屋 五郎右衛門
下村庄屋 作右衛門
杵坂村庄屋 文之丞
真弓村庄屋 直右衛門

右之通少茂相違無御座候、以上
天保十一子年十二月

③安政二年一月二一日「御遷幸次第書」(1、130、6)

(表紙)

「御遷幸次第書」

安政二年卯十一月廿一日 波多野

六之丞

乍恐御届申上候口上書

一此度御遷幸ニ侍役相勤候、小野六郷者共名前書上候
葛野郡東川内村
上椋市郎右衛門
沢田良蔵
上椋庄右衛門
沢田庄兵衛
西川内村
今北幸右衛門
同 吉右衛門
中村
片山惣左衛門
井倉平助

乍恐御届奉申上候口上書

城州愛宕郡小野郷内
葛野
東川内村
西川内村
上村
中村
下村
中畑村
中津川村

一此度御遷幸御用ニ付、御所様方一昨廿二日御飛脚至来仕、私共村々方青侍廿二人・小者十六人都合參拾八人、廿三日曉七ツ時方御所様江相詰御用相勤候、尤右之段前以御届ケ申上管之処何分過急一無其儀延引之段奉恐入候、以上

愛宕郡中畑村

井倉平助

(行列配置表略)

右之通行列ニ而泉涌寺行至新善光寺ニ而下宿番ニ申半刻ニ着々、弁当頂戴いたし暫足有所、御車同日廿日酉半刻ニ御出門壹番早堺町御門方来、貳番早五条大橋方来時亥時也、夫方又御局様新善光通御立有、又先之通御供仕龕前堂迄參、御車泉涌寺へ參ル処、子刻龕前堂ニ御入、丑刻ニ御認屋ニ參り、御引導相濟新善光寺ニ歸時卯刻也、翌廿一日午刻ニ泉涌寺方丈江御供致し、申刻ニ歸其ま、御所迄歸る所西半刻也、新善光寺下宿ニ而弁当五度赤飯壹度、方丈ニ而本膳壹度頂戴御所様ニ而御膳頂戴いたし、夫方郷宿ニ帰、十二月廿午刻ニ御所へ參、翌廿一日戌刻ニ宿ニ帰、凡拾七時斗、翌廿二日三拾三人歸村いたし、拾ヶ村庄屋拾人残り御所様へ御礼ニ上り、并小堀様江御礼上り帳面差上候、左之通也

乍恐御届ケ奉申上候

一当月廿日故院様御葬送ニ付先達而被仰付候通り当郷中拾ヶ村方人数四拾人罷出無滞御用向相勤候ニ付、乍恐以惣代御届ケ奉申上候、以上
天保十一子十二月廿三日 城州葛野郡小野郷
七ヶ村惣代杵坂村
庄屋 文之丞

同州愛宕郡同郷

雲ヶ畑三ヶ村惣代出谷村
庄屋 善兵衛

小野郷拾ヶ村庄屋

田尻甚左衛門
沢田
上村
日下部大助
五右衛門
同 五兵衛
同 松之助
下村
同 武右衛門
同 作右衛門
同 駒次郎
高橋庄兵衛

安政二年卯十二月廿三日 波多野六之丞

禁裏御所

頭御役所様

同 武右衛門
同 作右衛門
同 駒次郎
高橋庄兵衛

城州愛宕郡小野郷内

東川内村
西川内村
上村
中村
下村
中畑村
中津川村

一此度御遷幸御用ニ付、御所様方一昨廿二日御飛脚至来仕、私共村々方青侍廿二人・小者十六人都合參拾八人、廿三日曉七ツ時方御所様江相詰御用相勤候、尤右之段前以御届ケ申上管之処何分過急一無其儀延引之段奉恐入候、以上

小野七郷惣代

一 串匏式連 代貳拾貳匁
 一 台三枚代拾六匁五分
 一 張りたい 代三匁四分
 ゆたん共
 一人足 代六匁
 一目録台代八匁六分
 美濃紙
 扇子三本
 ほうしやう
 一 拾壹匁五百文
 貳百五拾八匁七分
 〆三百三拾匁貳分
 明和九年辰正月九日
 右年頭之節
 かしらへ
 三百文 祝義
 下女へ
 五拾文ツ、同
 右九日御藏開キ御座候、則年始之御盃濟二而、後御藏へ小野郷惣代として中津川村右近・下村縫殿被參候、尤御献上物御藏附へ同断御座候
 明和九年辰十二月改元、則安永元年と改ル、同十二月十四日当今へ近衛殿を御姫被御入内二而仙洞様へ御祝二上り申候、尤礼物ハ書付ハ中畑村分当座二三之丞殿を御座候、且亦禁裏へも小野郷菖蒲役人御悦二上り申候、右恐悦申上候品々、惣代之人々控御座候

安永三年午仙洞様・禁裏様両御所役人中難渋之筋二付、相替り候役人中名前覚
 御取次
 田中村 渡辺隠岐守様
 猪熊通り 同 土山安芸守様
 一条下ル丁
 烏丸 同 井上丹後守様
 上立売下町
 御勘定方
 堺町夷川下ル町 三宅中務掾様
 上立売室町 同 平田掃部助様
 西へ入町
 上賀茂 同 東辻左衛門様
 会所前
 仕丁
 百万遍屋敷 古谷七郎様
 上御霊前 同 西川善藏様
 中町
 寺町 同 山本小右衛門様
 筋違町堺町下ル
 安永四年未ノ年頭礼物覚
 一上酒 貳斗 代四拾三匁
 一大鯛 五連 代四拾貳匁五分
 一昆布 五連 代拾匁五分
 一串匏 貳連 代拾貳匁
 此代拾匁相違二付、近江屋兵助を再書付参ル、代貳拾貳匁

一 樽 壹荷代 十九匁
 一 立足三枚代 十六匁
 一 ゆたんつり代 三匁四分
 一人足 代六匁
 一 扇子四本 代十貳匁六分
 美濃紙四帖
 目録代 ほうしやう
 〆百六十五匁
 貫さし
 一八貫五百文
 代百六匁貳分五厘
 〆貳百七十壹匁五分五厘
 右之通受取候
 未正月五日 近江屋兵助
 小野郷
 御惣代中様

中畑村祐助
 出谷庄兵衛 真弓四郎右衛門
 枚坂ハリま 下村政二郎
 上村市左衛門
 中村なし 西河内なし
 東河内利右衛門
 中津川なし
 ②天保一一年二月二〇日「光格天皇様故院様御葬送御供次第書」(1・135)
 (表紙)
 「第拾八号」(朱書)
 小野郷中畑村波多野
 光格天皇様 六之丞控
 故院様御葬送御供次第書
 天保拾壹年十二月廿日

寛延元年辰九月
 御触書
 蔵役人名前
 吉田傳右衛門
 一 柳九郎兵衛
 林清助
 「此与■郎之所二有之」(但書)
 安永七年戌八朔
 一 銀貳拾七匁八分四厘

天保拾壹年十一月十八日仙洞御所様御崩御二付、小堀御役所様を差紙至来仕、早速小野郷八人麻上下持参いたし、御所様江御悔二罷上り候、尤進物入不申候、猶又十二月六日小堀藏方御役所を差紙至来致、郷中より心得之者当三人可罷出旨被仰出候二付、枚坂文之丞・西川内治部右衛門・中畑柳藏為惣代罷出候故、御役所様を被仰出之趣来候廿日仙洞御所御葬送二付郷侍入用之儀、先年ハ郷中を三拾人罷出候得共、此度ハ各別多人數御入用二付都合七拾六人罷出候様被仰出、併相揃不申候ハ、何人程罷出候哉否返答可致旨被仰渡、且又中陰中之青侍も先年ハ相勤候哉、是又御尋有之候二付、則郷宿偏り談合致し候処人数七拾六人と有二而者難揃、且又入用等も大儀二相成候事故、後日之指支二相成不申様御断申上度御藏方役人中尾儀平様内宅へ参御願申上候、但シ金五拾疋進上左之通り之願書指上申候

右十ヶ村割壹ヶ村二付
七拾目七厘ツ、
壹ヶ村
又十六文 組わり
右中畑村分十九軒割
壹軒二付三匁七分ツ、
せん二而貳百八拾壹文也

覚

一銀四百貳拾九匁
是者茶壺宇治へ五棹被遣夜通し、翌日終日相掛り候、此人足一棹二付六人掛り・
宰領六人・先払給付持共三人、都合三拾九人賃銀并愛宕山へ右御茶壺御登山右同
断合七拾八人分、但し壹人二付五匁五分ツ、
一銀貳百貳拾壹匁六分
是者村々米納二付御蔵役所入用之斗枘・升枘・米上戸・千木・米すうらい桶・米
見折敷・蕙・箕并諸道具品々代
一銀七拾匁五分
是ハ御清所御用下草拾九荷・子ノ日之松三荷、但し下草壹荷二付三匁替、子ノ日
松壹荷二付四匁五分也
〆七百貳拾壹匁五分
一役高九千六百四拾九石九斗
五升八合壹匁
此掛銀百石二付
七匁四分七厘三毛
一銀三匁三分 中畑村
右者仙洞御所御清所御用下草并御茶壺宇治愛宕山へ被遣候人足賃銀并御蔵米納二
付諸道具代

明和八年卯十一月十二日

仙洞御所様御掛物覚

一役高九千六百四拾九石九斗五升八合壹匁

此掛り銀

七百匁五分八厘

但し百石二付七匁貳分五厘ツ、

内

貳百八拾三匁三分貳厘

是ハ御膳米六拾石粉摺賃銀

三百貳拾九匁分六厘

是者下草松之真御茶壺愛宕山へ被遣御下山人足賃銀

八拾匁分

御蔵米納二付諸道具入用

〆

此割賦

銀 三匁貳分壹厘 中畑村

同 貳匁六分三厘 中津川村

同 壹匁三分五厘 出谷村

右ハ仙洞御料御膳粉摺賃銀并二御茶壺愛宕山方御下山人足賃并米納二付諸道具代
銀割書面之通り令割賦候間、来ル廿日迄二三条堀川西へ入町近江屋甚兵衛かたへ
相渡し、請取取置御蔵へも相断可申候

卯十二月八日 林忠左衛門印

多久半蔵印

室 兵蔵印

右之通令割賦候間来ル九月八日迄二三条堀川西へ入近江屋甚兵衛方へ相相（衍）
渡し請取取置、御蔵御役所へも相改メ可申候、此廻状早々相廻し留り村の御蔵御
役所へ可相返候、以上

林忠左衛門印

卯八月廿九日 多久半蔵印

室 兵蔵印

卯十月四日御蔵役所二而小野郷十ヶ村江いてうのはしのぶ持参上可致やう被仰
付、則五日二持参致候、右ハ御玄猪之入用二候、御下惣代真弓善兵衛・中畑市之
進卯十月十日御蔵附二御召被成候二付、小野郷中を惣代三人罷出候、

中畑村祐助 上村幸右衛門 下村縫殿

御盃之次第御役人五人上座、左方小堀御蔵役人衆三人、其次小野郷夫の村々出ル、
尤二切二致し後ノ座松ヶ崎惣兵衛、上座亦村々出ル、盃之後小野郷壹人と并二松
ヶ崎とハ御台所二而御膳被仰付候、将又小野郷中を御献上物まんちう三拾折二而
上ル、又たい・たこ・いた三種之組肴ヲ御蔵役人へ献上仕り候、右献上物不残中
野十兵衛様方馳申候、尤此節も十兵衛殿へ錢貳百文遣し申候、右御献上物代拾五
匁掛、当座二十兵衛殿へ相渡申候、控へ上村幸右衛門

明和八年卯十一月朔日大嘗会禁裏様二被遂行候二付、仙洞様へ御下中恐悦申上
候、尤廿四日二候、此儀御蔵役所を惣代罷出候様御廻状御廻し被成候二付、則小
野郷中を惣代中畑村祐助・枚坂村儀兵衛・上村平左衛門三人相勤申候、尤此節禁
裏様へも小野郷菖蒲役人為惣代祐助相勤申候、両方兼而相勤申候、此節仙洞様へ
御献上物御座候、禁裏様へハ御献上物ハ無御座候、仙洞様へ御献上物覚八朔同前
二候、但し鯛ハ上ケ不申候

（挟込）

「 大嘗会御献上物覚

一上酒貳斗 代四拾三匁

一昆布五連 代拾匁五分

一鯛 五連 代四拾貳匁五分

一樽 壹荷 代拾九匁

一台貳枚代拾六匁

一張りだい 代四匁六分

明和九年辰正月年頭御礼二小野郷中四日二罷登り候廻二、日限御蔵開二て一所と被仰
九日之由二而皆々空しく罷歸り被申候、尤東河内村二ハ出京無之由其意趣不知候

中畑村 市之進

中津川村 右近

出谷村 庄右衛門

真弓村 四郎右衛門

枚坂村 儀兵衛

下村 利兵衛

上村 平左衛門

中村 源治郎

西河内村

弥右之人数九日二罷出候

年頭御献上物覚

一上酒貳斗 代四拾三匁

一樽 壹荷 代拾九匁

一鯛 五連 代四拾貳匁五分

一昆布五連 代拾匁八分

年寄代 兵助
 中津川村同断 右近
 紋之丞
 右五人ふした二而中食付、酒肴一度、郷中ハふした泊り
 十八日 一御目戻し
 中畑村 源左衛門
 出谷村 市之進
 定助
 中津川村 五郎左衛門
 右近
 紋之丞
 右人数ハ丸屋吉兵衛方泊り、紋之丞老人ハ御悦惣代之書付相談ニふしたへ泊り、
 十八日夕方九日中迄酒式度
 廿一日
 一小野郷由緒書御尋上ル、則書付上ル、御菖蒲之節帯刀、又ハ御供之節も帯刀仕
 り、其外元御料之由書付差上候二付、御台所出座之節も小野郷上座仕候、御
 盃頂戴之節も小野郷一番二候、尤御盃返弁申候、
 右惣代ニ
 中津川村 右近
 真弓村 四郎右衛門
 東河内村 甚兵衛
 下村 仙助
 右廿三日夕方廿四日申上、酒二度、供式人中津川・下村

右御悦御献上
 一 昆布 五把
 代拾五五分
 一 塩鯛 三枚
 代五拾匁
 一 大鯛 五連
 代四拾式匁五分
 一 上酒 式斗
 代四拾三匁
 一 樽 壹荷
 代拾九匁
 一 立足台 三枚
 代十六匁五分
 一 美濃紙 三帖
 代四匁六分
 一 扇子 三本
 代壹匁五分
 一 やとい人足
 代六匁
 一 張り台 ゆかんわり
 代三匁
 一 目録台 代壹匁五分
 ほうしやう
 へぎ水引
 一 拾壹貫三百文 貫ざし
 代百五拾五匁九分四匁

御引渡御献上
 三百五拾四匁四分四厘

近江屋兵助
 小野郷御役人中様

明和八年卯七月廿四日
 八朔御礼
 一 昆布 五把
 代拾五五分
 一 千鱧 拾本
 代拾壹匁
 一 大鯛 五連
 代四拾式匁五分
 一 上酒 式斗
 代四拾三匁
 一 樽 壹荷
 代拾九匁
 一 台 三枚
 代拾六匁五分
 一 張り台 ゆかん共
 代三匁四分
 一人足 代六匁
 目録美濃紙 代八匁壹分
 一 扇子三本
 ほうしやうへぎ
 一 拾壹貫三百文 貫ざし
 代百五拾五匁九分四厘
 三百拾五匁九分四厘
 卯ノ七月廿八日

一金壹歩 下村控
 代十六匁九分式厘
 右ハ中野重兵衛殿へ賂賄、下村仙助・真弓四郎右衛門差略
 一 銀壹匁五分 真弓村控
 右ハ筆者料
 一 百文 同村控
 一 式百文 同控
 右ハ中野重兵衛殿へ最初に八朔二遣ス、尤余ノ組ハ三百文二而候得共、小野郷中
 式百文相増し都合五百文遣ス、此度始り前々ハ式百文斗之よし
 八朔
 一 式百文 中津川控
 中野重兵衛殿へ遣ス ふした
 一 三百文 嘉兵衛
 祝義
 一 四拾式文 下女
 一同 下女
 一同断 丁稚
 右銀献上惣
 六百式拾八匁八分
 せん 代百九拾五匁
 代十一匁九分壹りん
 二口合七百目七分壹厘

並河組
梅州組
八瀬百姓

同八朔御礼廿八日
鯛 一折 五
干鱧 一折 十
昆布 一折 五
御樽 壹荷

右小野郷真弓村組
山城組
同
並河組
摂津組

荒川孫兵衛
五組覚
△小野郷十ヶ村 志組
△二乗寺村
松ヶ崎村
西賀茂村
岩倉村
大原野村
上軍村
浄土寺村
川嶋村
塔森村
石原村
上廻り×十ヶ村

△下中条村
鮎川村
吹田村
上野村
柳谷村
谷尾村
西小路村
摂州×十ヶ村

△寺田村
正字書土抱村
江津村
小寺村
菱田村
井手村
正字不知椿井村
千童子村
大路村
市坂村
上山城×十ヶ村
右五組

△並河村
土田村
千ヶ畑村
氷所村
日置村
佐切村
丹州×七ヶ村

享保廿一卯十月十七日
一御料百性中初御礼
塩鯛 一折 弐尾
鯛 一折 五連
昆布 一折 五把
御樽 壹荷

右山城小野組中
右 同断 山城組
同 丹州並河 摂津

右組合五組中へ献上
御勘定組支配兼帯也

右人数
中津川村
中畑村
出谷村
秋坂村 弁当なし
下村
上村
中村 弁当なし
西川内村同断
東河内村同断
酒肴有り

九左衛門
三之丞
太郎左衛門
儀兵衛
利兵衛
新助
源左衛門
万之丞
幸右衛門

右八門番中野重兵衛様方二有之候書付写し取申候

右人数

明和八卯年
仙洞様御取次
にかい町清和院
御門上ル町 高屋遠江守
寺町ろさん寺 小佐治三河守
寺町新通角 町口美濃守
田中村 渡辺隠岐守

御勘定頭
烏丸一条上ル町 小野内匠権助
井上主膳

中津川村
中畑村
出谷村
秋坂村 弁当なし
下村
上村
中村 弁当なし
西川内村同断
東河内村同断
酒肴有り

九左衛門
三之丞
太郎左衛門
儀兵衛
利兵衛
新助
源左衛門
万之丞
幸右衛門

御賄方
百万へん屋敷 山中玄蕃権助
上賀茂 北大路頼母
寺町今出川上ル町三宅左衛門尉
仕丁頭 兼帯
百万へん屋敷 荒川孫兵衛
新町上長者町
上ル町 徳田久右衛門
今出川通寺町半町
西ノ通上ル町 沢 平弥
右御所様御勘定御賄方献上青銅壹貫文ツ、荒川孫兵衛様も兼帯故壹貫文ツ、
頭丁五百文ツ、中野重兵衛三百文、×十壹貫三百文献上

七日 ふし口掛り
一小堀様へ献上物非常之義御尋二付上ル
中畑村 不参
中津川村
出谷村 紋之丞
真弓村 太郎左衛門
中村 善兵衛
上村 幸助
下村 利兵衛
右惣代七日九日中食迄
十七日
一小堀様御召二付上ル

仙洞様御用二付最初寄合、明和八年卯七月六日、真弓村四郎右衛門宅二而、尤弁
当持参之由申参り候

出谷村 庄屋不参 年寄五郎左衛門
中畑村 庄屋代 孫兵衛

通りとした。また「并(并)」は「并」に統一した。
一、変体仮名や仮名合字は原則として現用字体に改めた。ただし助詞の「者(は)」「江(え)」「而(て)」「与(と)」「茂(も)」については該当する漢字を用いた。助詞の「二」「乃(より)」「は」は原史料の表記通りとした。

一、踊り字は、漢字には「々」、平仮名には「ゝ・ゞ」、片仮名には「ゝ・ゞ」を用い、「く・くゝ」は原史料の表記通りとした。「〃」は「同」に置き換えた。

一、誤字は正しい字を()でくくり、脱字は(○脱)、衍字は(衍)と付記した。また文意が不明である場合は(ママ)と付記した。ただし慣用の漢字や当て字(「姓」と「性」、「精」と「情」など)については、表記通りとした。

一、闕字・平出・擡頭は紙幅の都合上全て省略した。

一、印に関して、押印があるものは(印)、写しである場合は「印」、花押は(花押)と表記した。ただし割印・捨印・継目印などは省略した。

一、抹消部分が判読可能である場合はそのまま記載した。

一、判読不能の文字については、字数が明らかな場合は■、不明である場合は「」で表記した。

一、表紙・裏表紙・包紙・封筒・端裏書・裏書・貼紙・下ケ札などがある場合は「」でくくって表現し、(表紙)・(裏表紙)・(包紙)・(端裏書)・(裏書)・(貼紙)・(下ケ札)と傍記した。

一、朱書・異筆部分は「」でくくり、(朱書)・(異筆)と傍記した。

一、割書は、へゝで表記した。

一、その他注記がある場合は、()内に適宜表記した。

(1) 仙洞御所関連

①明和八年七月二十八日「仙洞御所諸格」(文書番号1・142)

(表紙)

「第八号」(異筆)

明和八年 城州愛宕郡小野郷

仙洞御所諸格

辛卯七月廿八日 中畑村祐助」

毎年五月四日

一仙洞御所様 御菖蒲

右四御所様へ献上仕候事

一当御所様御用之節帯刀仕、其外御供被仰付候節相勤申候御事
毎年

一当村之内御礼献上仕候御事

一当御所様往古元御料と申伝へ来り候御事、小野郷十ヶ村之儀ハ恐悦御礼年頭八朔之御礼惣而御所様へ上ケ候節者帯刀仕候二付、御下一統ニ罷出候節も御役人様御益一番ニ被下置候而小野郷と御意被下、最初御益頂戴候も古例ニ而御座候、差而由緒と申筋も無之候得共、右書付候通ニ御座候、ケ様之筋ニ而御礼二上り候節杯も小野郷義ハ別而御言葉も被下置、難有奉存候儀ニ御座候、此度御尋被願候付如斯御座候、以上

明和五年卯七月廿二日

小野郷十ヶ村

庄屋年寄印

中野重兵衛様

右之通ニ書付指上候二付当仙洞様御礼首尾能相勤、小野郷何事も一番ニ候、勿論座敷も北向上座仕候

是中野重兵衛殿方ニ而此通申候前々之格敷

延享四卯年

一仙洞様御料百姓初而献上

干鱧 一折 弍十

鯛 同 五連

昆布 同 五把

御樽 壹荷

右 岩倉村

寺田村

小野郷

並河村

延享五辰七月廿八日

一御料八朔御礼

同断 村書同断

享保廿一年卯正月五日

一御料年頭御礼

鯛 一折 五連

串蛸 一折 弍

昆布 一折 五

御樽 壹荷

右八山城小野郷真弓組

右同断

同 山城組

同 同断

資料翻刻

波多野六之丞家文書の内、雲ヶ畑の状況が明らかとなる資料などを新出資料を中心に選定し翻刻した。また、選定した資料と内容の関連度が高いが、調査過程において原本が確認できなかった⑦⑩は、『史料 京都の歴史』六巻より引用し掲載している。翻刻は、京都府立大学歴史学科文化情報学研究室が行った。

目次

- (1) 仙洞御所関連
- ① 明和八年七月二八日「仙洞御所諸格」(文書番号1・142)
- ② 天保二年二月二〇日「光格天皇様故院様御葬送御供次第書」(1・135)
- ③ 安政二年一月二一日「御遷幸次第書」(1・130・6)
- ④ 年未詳「就御糺奉申上候」(1・111)
- ⑤ 文政八年八月二日「女御御入内二付御供次第書」(1・124)
- (2) 菖蒲役関連
- ⑥ 宝暦二年一〇月五日人馬課役につき「乍恐願奉上口上候」(4・68)
- ⑦ 安永六年六月「御菖蒲次第書帳」(F・10)
- ⑧ 文政四年五月菖蒲役会符につき「一札」(5・51)
- ⑨ 文政四年五月菖蒲役人相続につき「定書」(1・107)
- ⑩ 明治三年四月菖蒲役継続願につき「乍恐願上候口上書」(4・46)
- (3) 鮎御用関連
- ⑪ 元文二年七月五日「差入申一札」
- ⑫ 明和五年三月網料継続につき「乍恐願口上書」(2・10)
- ⑬ 明和八年三月網料継続につき「乍恐願口上書」(2・9)
- ⑭ 安永四年五月二一日網料継続につき「乍恐願口上書」(2・15)
- ⑮ 寛政二年六月紫竹村御用川不法立入鮎漁につき「誤り申一札之事」(2・24)
- ⑯ 文政三年一月鮎御用十三石山通行につき「書付之事」(2・16)

- ⑰ 天保二年五月鮎御用につき「小野川御用日記付」(2・38)
- ⑱ 天保二年九月一六日仙洞御所引払につき「御触・高札ほか写」(2・5)
- ⑲ 文久元年六月鮎御用減免につき「乍恐願口上書」(2・27)
- ⑳ 慶応二年六月「鮎上納之通」(2・12)
- ㉑ 慶応二年七月網料廃止につき「乍恐願上口上書」(2・25)
- ㉒ 慶応二年七月網料廃止につき「網料願一条控」(2・28)
- ㉓ 戊辰五月二一日鮎上納につき「口述」(2・12)
- ㉔ 六月二〇日鮎御用川見分につき「達」(2・20)
- ㉕ 六月二三日御用鮎請取につき「寛」(2・11)
- ㉖ 九月二九日鮎御用提灯借用につき「寛」(2・13)
- (4) 横成山山論(文化情報学実習による成果)
- ㉗ 元文二年九月三日「横成巻式」(3・27)
- (5) 岩屋山志明院関連
- ㉘ 昭和二年七月「岩屋山記」(2・7)
- ㉙ 年未詳「京北山岩屋山金峯寺略縁起」(12・295)

凡例

- 一、本資料翻刻には、波多野六之丞家文書のうち、仙洞御料・菖蒲役・鮎御用・横成山山論・岩屋山志明院に関連する資料を収録した。
- 一、資料は、内容ごと年記のあるものは年代順に、年記未詳のものは後半に配列した。
- 一、活字化にあたり改行を変更し、一部体裁を改めた箇所がある。また読みやすさを重視し、適宜読点と並列点を付した。
- 一、漢字は原則として常用漢字を使用し、常用外漢字については正字を使用した。ただし地名・人名に関して適切と思われる場合には原史料の表記通りとしたほか、「扣(控)」「メ(しめ)」なども原資料の表記

表紙の解説

	1	2	3
5		4	
(裏)		(表)	

- 1 天保8年(1837)「山城国愛宕郡小野郷中畑村絵図」(7-5)
- 2 波多野家の門 (波多野眞氏提供)
- 3 御狛の様子 (追加 1-18)
- 4 波多野家母屋と庭 (波多野眞氏提供)
- 5 御狛場関係文書・御用役杉鑑札

京都府立大学文化遺産叢書 (2008～)

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 2 近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報
—御用日記・諸願控の総合的研究—
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観—地域文化遺産の情報化—
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽市域の地域文化遺産—神社・街道の文化遺産と景観—
- 7 熊野の信仰と景観—宗教遺産学の試み—
- 8 石見銀山城の歴史と景観—世界遺産と地域遺産—
- 9 和束地域の歴史と文化遺産
- 10 八幡・南山城地域の寺院資料と信仰—京都府歴史資料調査—
- 11 舞鶴の文化遺産と活用
- 12 「丹後の海」の歴史と文化
- 13 古代寺院の儀礼・経営に関する分野横断的研究
- 14 舞鶴・京丹後地域の文化遺産
- 15 沖縄の宗教・葬送儀礼・戦没者慰霊
- 16 舞鶴の地域連携と世代間交流 井上奥本家文書調査報告
- 17 トルコ・アナトリアの「歴史的層性」と文化遺産
- 18 京都東山・三嶋神社文書調査報告



京都府立大学文化遺産叢書 第19集

京都雲ヶ畑・波多野六之丞家文書調査報告

編集 東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2020年3月31日

印刷 株式会社 谷印刷所